三重県農業農村整備計画

～「魅力ある農業」と「活力ある農村」を未来へつなげるために～

令和２年３月

三　　重　　県

【表紙の説明】

・左上：ほ場の大区画化（松阪市朝見上地区）

・右上：斎宮調整池（多気郡明和町および度会郡玉城町）

・左下：三重ブランド南紀みかん（紀南地域）

・右下：多面的機能を支える共同活動　田植え体験

三重県農業農村整備計画の策定に際して

三重県知事　鈴木 英敬

新しく幕を開けた「令和」は、伝統を重んじつつ、新しいことにもチャレンジし、新時代を創っていくという決意が感じられる元号です。この元号に込められた「一人ひとりが明日への希望とともに、それぞれの花を咲かせる」という願いとともに、三重県では「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」をはじめ、今後の農林水産行政の指針となる「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」や「三重県農業農村整備計画」を改定するなど、新たな計画をスタートさせます。

現在、人口減少、超高齢社会の進行が加速し、これまでの社会モデルが通用しない時代に突入している中で、グローバル化の進展、相次ぐ「想定外」の大規模自然災害の脅威など、さまざまな課題を解決していくためには、これまでにない新しいアプローチが必要となっています。

一方、高速、大容量の次世代移動通信システム（5G）のサービスの開始やＳＤＧｓ（持続可能な開発目標）の達成に向けた取組が普及しつつあります。Society5.0 やＳＤＧｓの視点を取り入れ「三重県らしい、多様で、包容力のある持続可能な社会」の実現を目指すこととしています。

また、農業・農村では、人口減少や高齢化の進行などにより、労働力の不足や農業用施設の管理組織の脆弱化などが課題となっています。

このため、新たに策定した三重県農業農村整備計画では、「持続可能なもうかる農業の実現」に向けて、農地の大区画化の推進や ICT 等の省力化技術の導入などによるスマート農業に適した生産基盤の整備を進めるとともに、「防災の日常化」の定着等に向けて、ハザードマップを活用した防災訓練等の適切な避難行動につなげるソフト対策や、ため池・排水機場の耐震化対策等のハード対策により、ソフト・ハードの両面から総合的かつ効果的な防災・減災対策を進めることとしています。また、持続的な農村振興に向け、中山間地域等の多様なニーズに応じた農業生産基盤と農村生活環境の整備を総合的に推進するとともに、多面的機能の維持・発揮に向けた取組を進めることとしています。

県では、今後とも、県民の皆さんの期待に応えられる農業・農村の実現に向け、農業者はもとより、市町、土地改良事業団体連合会、土地改良区等と連携・協働しながら、本計画に基づく施策に全力で取り組んでまいります。

県民の皆様におかれましては、今後とも、本計画の推進に御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

おわりに、本計画の策定にご尽力いただきました三重県農業農村整備計画有識者懇話会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見・ご提言をいただいた関係の皆様に心から感謝申し上げます。

令和２年３月

目　　次

第１章　計画策定の考え方

1　計画策定の目的 2
2　計画の位置づけ 3
3　計画期間 4

第２章　三重県の農業および農村をめぐる情勢

1　農業および農村を取り巻く情勢の変化 6
2　三重県の農業および農村の現状と対応すべき課題 14

第３章　基本的な考え方

1　農業農村整備の果たす役割 25
2　取組の展開に向けた基本視点 26
3　整備計画の見直し視点 28
4　農業農村整備がめざす農業および農村の将来の姿 30

第４章　整備方針と主要取組

1　農業生産性の向上 36
2　安全・安心な農村づくり 40
3　地域の特性を生かした農村の振興 46
4　多面的機能の維持・発揮 50

第５章　推進体制

1　関係者の役割 56
2　推進体制 57
3　関連施策 57

用語説明 60

本文中の※は用語説明

第１章　計画策定の考え方

1　計画策定の目的

農業および農村は、安全で安心な食料を安定的に供給することに加えて、県土の保全、美しい農村景観の形成、伝統文化の継承などの多面的機能※の発揮を通じて、県民の暮らしの安定と向上に寄与する重要な役割を果たしてきました。三重県では、農業の持続的な発展と農村の振興を支える生産基盤を次世代に良好な形で継承するため、概ね 10 年後の農業農村整備のめざす方向を示し、その実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進する「三重県農業農村整備計画」（以下、「整備計画」という。）を平成 28(2016)年３月に策定しました。

整備計画の策定以降、農業用水路のパイプライン化やほ場の大区画化などの生産基盤の整備を計画的に推進してきた結果、営農の効率化や担い手※への農地集積率の向上などの成果があらわれてきたところです。また、農村の安全・安心を確保するため、農業用ため池や排水機場の整備を進め、農地だけでなく、宅地や公共施設などの湛水被害を未然に防止し、豪雨や地震などの自然災害に対する備えを強化してきました。さらに、農業用用排水施設などの生産基盤や集落道などの生活環境整備を総合的に進めるとともに、地域資源の保全活動を支援することで、農村地域の活力向上に寄与してきました。

しかしながら、人口減少や高齢化の進行に伴う食料の生産力や安定供給力の低下、日豪ＥＰＡ※やＴＰＰ11※、日欧ＥＰＡに続いて日米貿易協定も発効されるなど、グローバル化のさらなる進展、Society5.0 やＳＤＧs などの新たな潮流、国土強靭化を実現するための「ハード対策」と「ソフト対策」を組み合わせた防災減災対策など、農業および農村を取り巻く情勢は刻々と変化し続けており、その変化に的確に対応していく必要があります。

この整備計画は、こうした認識のもと「農業生産力の強化」「安心して暮らせる農村づくり」「地域資源を活用した魅力ある農村の振興」「活動組織の強化」を見直し視点として、人口減少が本格化する社会であっても、食料・農業・農村の持続性を高めながら、農業の成長産業化を進める「産業政策」と、多面的機能の発揮を図る「地域政策」を車の両輪として進めるため、農業農村整備における将来のめざすべき姿を明らかにし、その実現に向けた施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画として新たに策定するものです。

2　計画の位置づけ

この計画は、三重県の戦略計画である「みえ県民力ビジョン」およびこれを推進するための中期戦略「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」並びに「三重県食を担う農業及び農村の活性化に関する基本計画」の目標を達成するための基本的な農業農村の整備計画です。

整備計画の目標達成に向けては、県、市町、土地改良事業団体連合会、土地改良区など関係者全てが三重県農業農村整備のめざす方向を共有し、連携・協働により行動することとしています。

三重県計画関係図

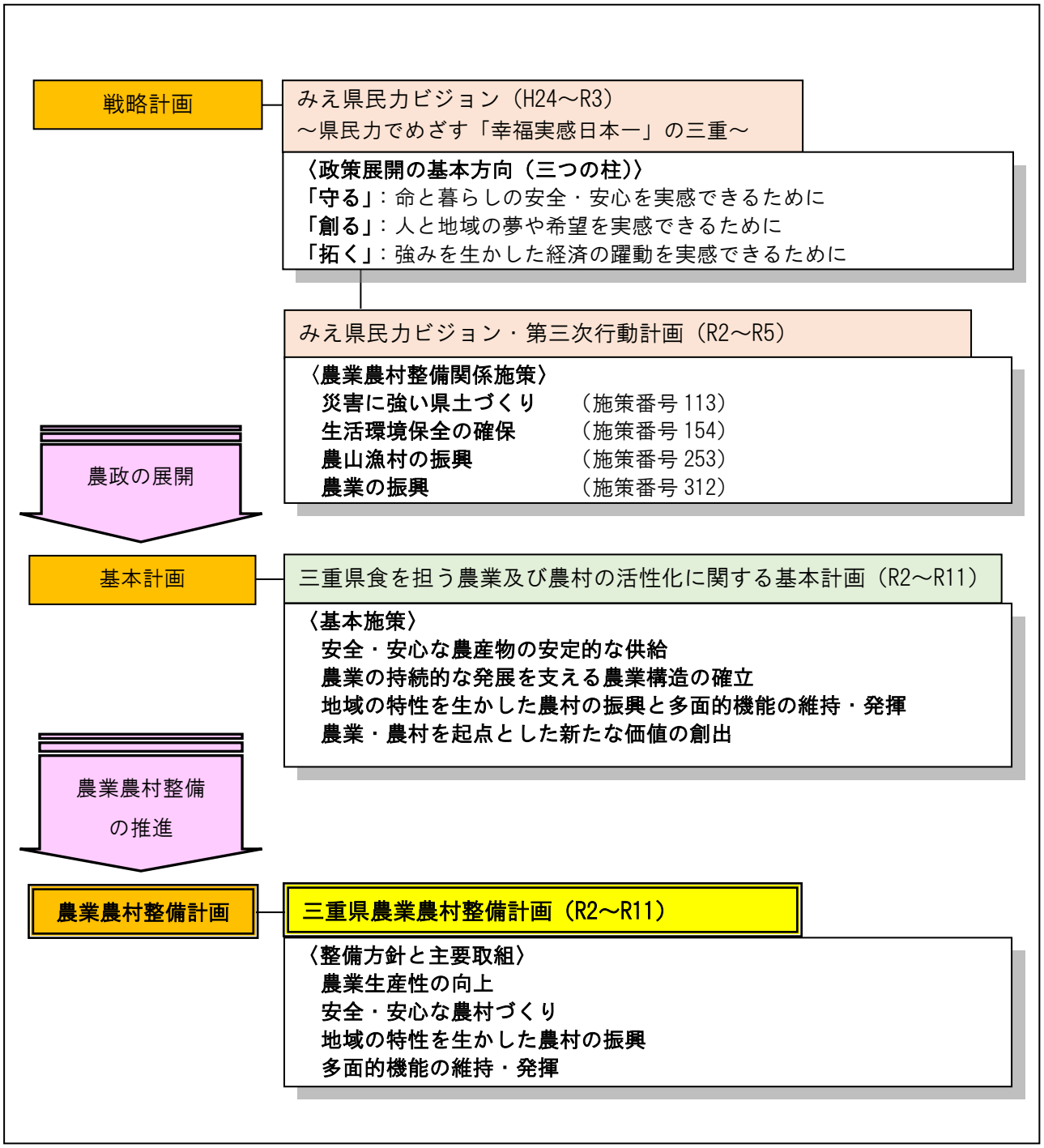

3　計画期間

整備計画は、令和 2(2020)年度を初年度とし、令和 11(2029)年度を目標年度とする 10 か年計画としています。農業および農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応し、効果的かつ効率的な農業農村整備が実施できるよう、みえ県民力ビジョン行動計画の策定に合わせて、見直す予定としています。

国・三重県計画の動向

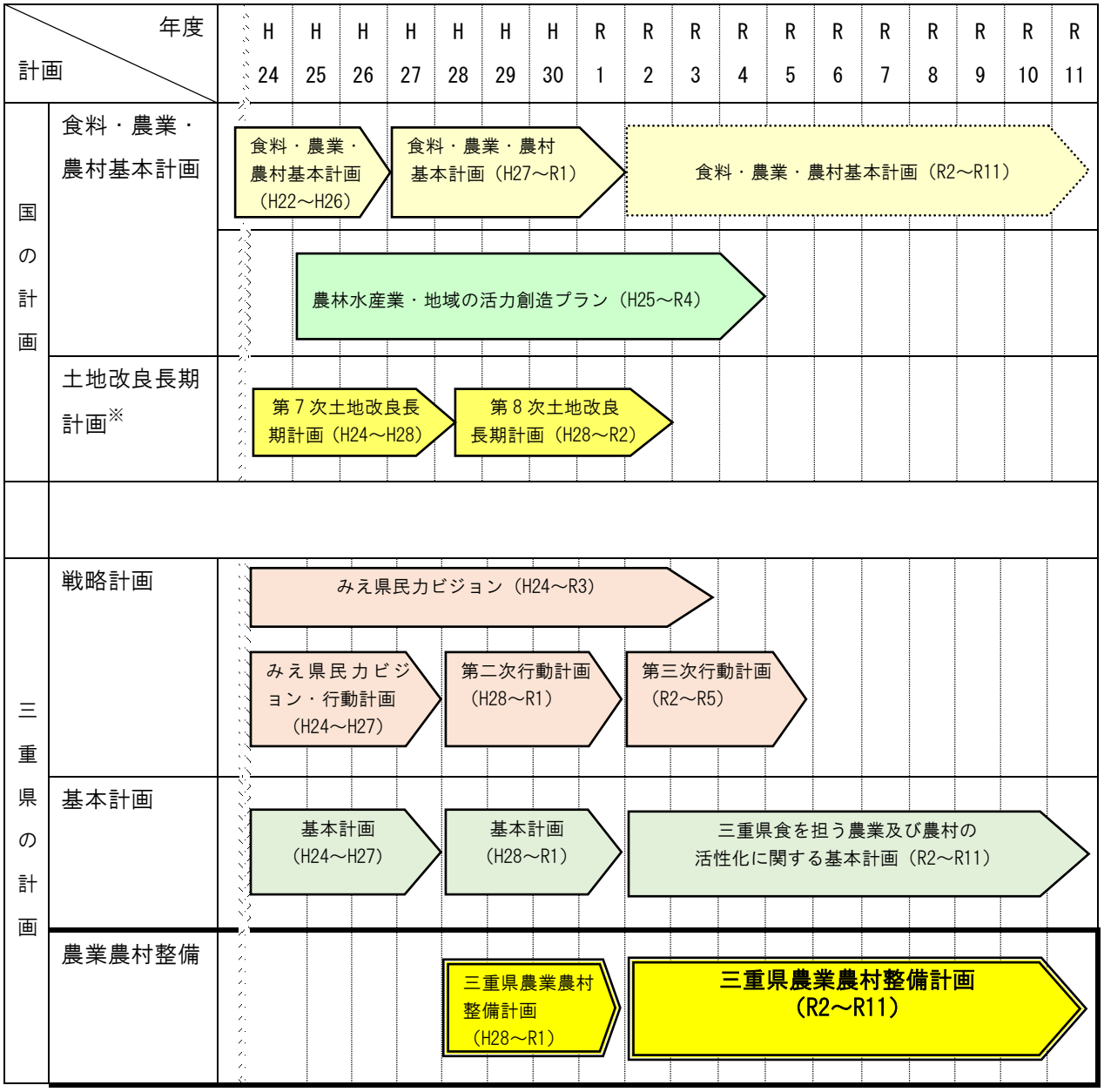

第２章　三重県の農業
および農村をめぐる情勢

1　農業および農村を取り巻く情勢の変化

（１）人口減少・高齢化の進行、地方創生の取組の本格化

日本の人口は、平成 21（2009）年をピークに減少に転じ、世代構成も高齢化していることから、今後、農業生産力や農村活力などのさらなる低下が予想されます。

本県の人口も、平成 19（2007）年の約 187 万 3 千人をピークに減少に転じ、平成 30（2018）年 10 月 1 日現在の人口は約 179 万 1 千人となっています。また、本県の将来人口は、国立社会保障・人口問題研究所が行った地域別将来推計（平成 30(2018)年 3 月）によると、令和 27(2045)年には 143 万人となり、平成 27（2015）年から約 21%減少すると予測されています。さらに、65 歳以上の老齢人口割合は平成 30（2018）年では 29.4%ですが、令和 27(2045)年には 38.3%まで増加すると予測されています。

特に、農村部においては、都市部に先駆けて人口減少と高齢化の進行が著しくなっており、その中でも中山間地域等※では生産条件の不利性などから、高齢農業者のリタイア等により、営農活動の継続困難による耕作放棄地※の発生、集落機能※の低下などが懸念されています。

このような中、平成 26(2014)年 11 月に施行された「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、それぞれの地域が、少子高齢化に伴う人口減少への歯止めや東京圏への人口の一局集中の是正などに向け、創意工夫により、住みよい環境を確保して活力ある地域社会を構築する「地方創生」の取組を本格的に実施しています。

三重県でも、「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、人口の自然減※と社会減※の両面から必要な対策を講じています。特に、農業および農村分野においては、国内外から多様な人材を農村に迎えて、地域に暮らす人々とともに、仕事や生活の新たな仕組みをつくるなど、移住・定住につながる取組を進めているところです。さらに、第三次行動計画と一体的に策定する第２期「三重県まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人口減少に係る課題に多角的にアプローチし、地域の自立的かつ持続的な活性化の実現に向けた取組を進めているところです。

■県内の農村・都市における人口・高齢化の推移と見通し

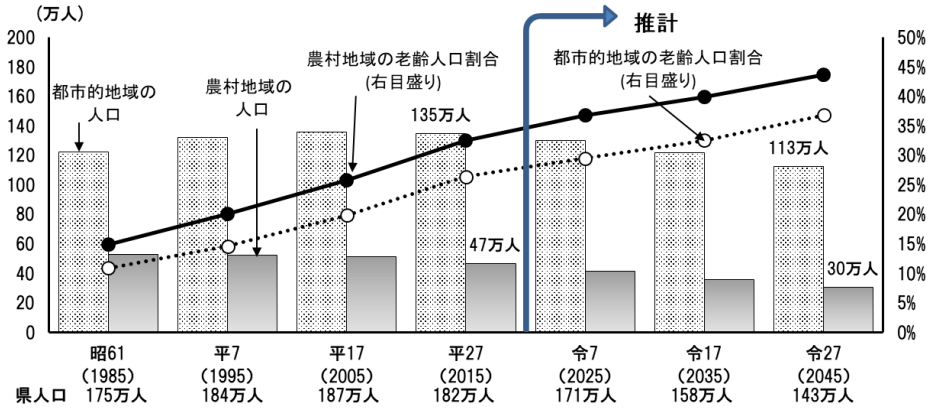

資料：総務省「国勢調査（昭和56年～平成27年）」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30年3月推計）」、
農林水産省「農業地域類型一覧（29年改訂）」を基に作成
注：1) 平成27年の市町を、農業地域類型の都市的地域とそれ以外の農村地域として人口を集計した。
2) 老齢人口割合とは、人口に占める65歳以上の高齢者の割合

（２）グローバル化のさらなる進展

世界中の国を対象とするＷＴＯ※交渉が難航する中、２国間や特定の国・地域間におけるＥＰＡ※やＦＴＡ※の締結が急増しています。

日本では、日豪ＥＰＡやＴＰＰ11、日欧ＥＰＡ等の 17 協定に加え、令和２(2020)年１月に日米貿易協定が発効されたほか、自由貿易圏のさらなる拡大に向け、ＲＣＥＰ（東アジア地域包括的経済連携）の早期妥結などの取組も進められているところです。

国では、発効する協定により、関税の減額、撤廃が進むにつれて、関係国からの農産物の輸入が徐々に増え、国産農産物の需要が減少するなどの懸念があることから、「総合的なＴＰＰ等関連政策大綱」をとりまとめ、強い農林水産業の構築に向けた「体質強化対策」と我が国の農産物として重要な５品目（米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物）を生産する農業者等への「経営安定対策」に取り組んでいるところです。

こうした中、三重県では、アジア経済圏を中心に、県産の柑橘や柿、茶、牛肉などの輸出促進を図っており、特に、柑橘、茶については、産地関係者と輸出拡大に向けた取組宣言を行い、輸出プロジェクトを立ち上げるなど、海外のマーケットニーズを踏まえた供給力や販売力の強化に取り組んでいます。

（３）国土強靭化等の防災・減災対策の加速化

日本の各地では、国土の地理的・地形的・気象的な条件から、地震、台風、豪雨などによる自然災害に繰り返し見舞われてきました。また、高度経済成長期に整備された農業用施設が老朽化し、一斉に更新の時期を迎えることが危惧されています。

このような中、国においては、近年の災害から得られた貴重な教訓や社会経済情勢の変化等を踏まえて、平成 30(2018)年に「国土強靭化基本計画」の見直しを行なっており、その中で、農業および農村整備については、

・農村における人命・財産の保護、二次被害の防止・軽減を図るための農業水利施設等の長寿命化等の推進、廃止も含めたため池の総合的な対策の推進、ハザードマップ※の作成・周知など、ハード対策とソフト対策を組み合わせた防災・減災対策を関係機関が連携して強化する。

・地域の主体性・協働力を活かした地域コミュニティ等による地域資源の保全管理を進めつつ、災害時には自立的な防災・復旧活動の機能を最大限活用できるよう体制整備を推進する。

などの推進方針を掲げ、防災・減災にかかる取組の加速化・深化を図ることとしています。

また、近年、頻発・激甚化する大規模自然災害で明らかになった課題に対応するため、「防災・減災、国土強靭化のための３か年緊急対策」を平成 30(2018)年 12 月に閣議決定し、防災のための重要インフラ等の機能維持などの観点から、緊急に実施すべきハード・ソフト対策について、３年間で集中的に実施することとしています。

三重県でも、「三重県国土強靭化地域計画」を平成 27(2015)年に定め、頻発・激甚化する豪雨や台風、発生が危惧されている南海トラフ地震等に備えて、国や県、市町等が一体となり、国土強靭化の取組を進めているところです。特に、農業および農村では、老朽化が著しい農業用ため池の豪雨・耐震化対策について、国の 3 か年緊急対策を活用しながら、堤体決壊時の下流への影響と詳細調査結果に基づく危険度等を考慮した優先度を設定して、計画的な整備を進めるとともに、ため池ハザードマップの作成・活用を促進しています。また、老朽化した排水機場や頭首工については、耐震化対策および長寿命化に取り組んでいます。

■ハザードマップの活用した迅速な避難行動の訓練

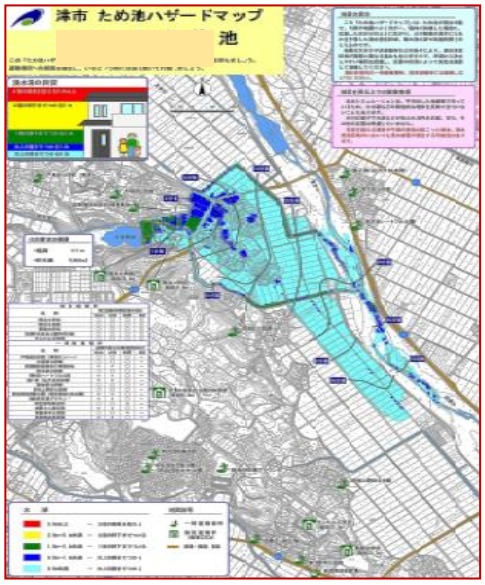

ため池ハザードマップ（津市内ため池の事例）

ため池ハザードマップを活用した
浸水想定区域の確認状況

（4）「田園回帰」の広がり、訪日外国人旅行者の増加

農村は美しい景観、豊かな生態系、固有の伝統文化等、魅力的な地域資源を有しています。都市住民に対する総務省の意識調査では、この魅力的な地域資源を有する農山漁村地域に移住したいと回答した割合は 3 割を超えており、「田園回帰」志向の高まりがあらわれています。特に若年層ではこの傾向が顕著となっています。このような人々の中には、移住後に趣味として農作業を楽しみたい人や生業として農業に従事したい人、あるいは農業以外を本業としつつ無理のない範囲で農業を行いたい人もいます。農業をできる環境があることは、農村への移住・定住を進める上で大きな魅力となっています。

また、都市と農村の交流の推進は、都市住民の農業および農村への関心を高めるとともに、農村で暮らす人々にとっても、地域の魅力の再発見を促し、生きがいと活性化をもたらす大きな役割を果たしています。

さらに、訪日外国人旅行者については、政府によるインバウンド※の拡大政策による効果もあり、平成30(2018)年には3,119万人を達成し、年々増加する傾向にあります。農村部でもインバウンド需要を取り込むことで、さらなる農山漁村の所得向上と地域の活性化が期待されています。

■訪日外国人旅行者の推移

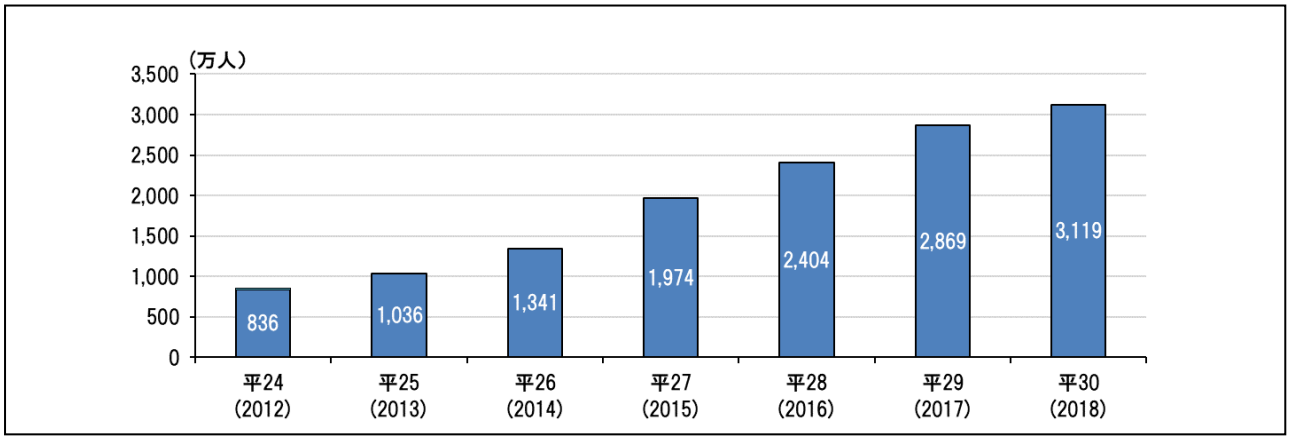

（資料：日本政府観光局）

（５）Society5.0やＳＤＧｓ等の新たな潮流

〇Society5.0の実現に向けた動き

Society 5.0は、狩猟社会(Society 1.0)、農耕社会(Society 2.0)、工業社会(Society 3.0)、情報社会（Society 4.0）に続く、新たな社会を指すもので、国の「第５期科学技術基本計画」において、我が国がめざすべき未来社会の姿として提唱されました。

これまでの情報社会（Society 4.0）では知識や情報が共有されず、分野横断的な連携が不十分であるという問題がありました。人が行う能力には限界があるため、あふれる情報から必要な情報を見つけて分析する作業が負担であったり、年齢や障がいなどによる労働や行動範囲に制約がありました。また、少子高齢化や地方の過疎化などの課題に対してもさまざまな制約があり、十分に対応することが困難でした。Society 5.0で実現する社会では、ＩｏＴ※(Internet of Things)で全ての人とモノがつながり、さまざまな知識や情報が共有され、今までにない新たな価値を生み出すことで、これらの課題や困難が克服されるとされています。また、ＡＩ※（人工知能）により、必要な情報が必要な時に提供されるようになり、ロボットや自動走行などの技術で、少子高齢化、地方の過疎化、貧富の格差などの課題も克服していくことが期待されています。

農業分野においても、農業者の急激な減少による労働力不足や急速に拡大するグローバルな食市場の獲得などの課題に対応するため、超省力・大規模生産などの実現に向けて、ロボット、ＡＩ、ＩｏＴ、ドローン等の先端技術を活用した次世代型の農業「スマート農業」の導入が進められています。農業および農村整備を展開するにあたっても、自動走行農機等の導入・利用に適したほ場整備や農業用水の効率的な利用に向けたＩＣＴ※技術の活用などスマート農業に適した基盤整備が求められています。

■ＩＣＴを活用した水管理のイメージ

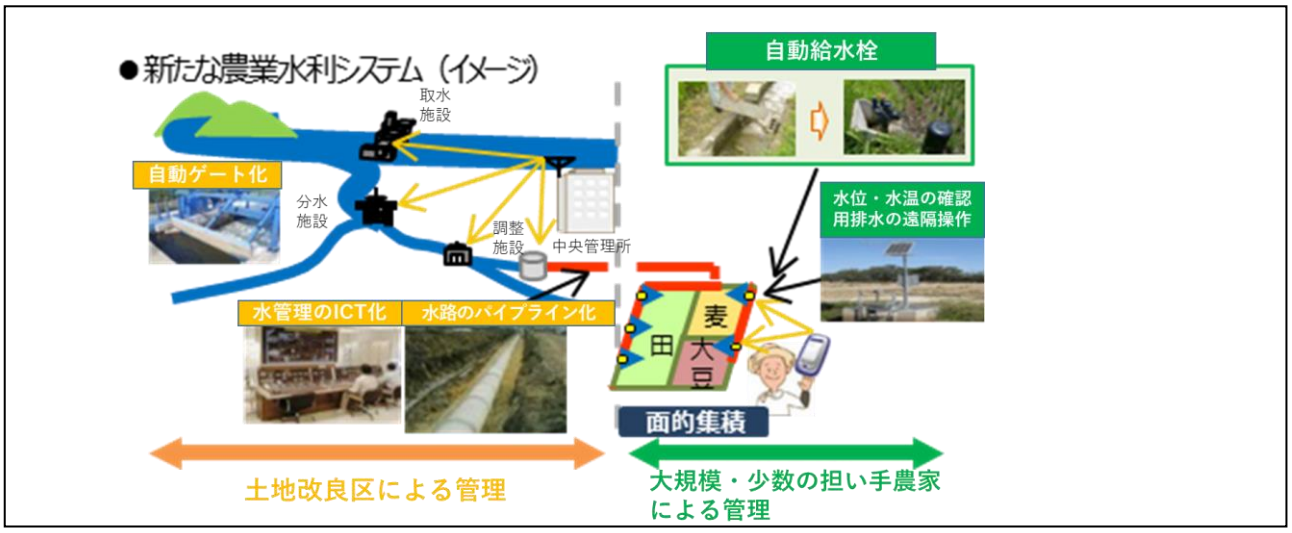

（資料:農林水産省 Web サイト https://www.maff.go.jp/）

○ＳＤＧｓの動き

ＳＤＧｓは、平成 27(2015)年９月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた「持続可能な開発目標(Sustainable Development Goals)」のことで、先進国・途上国すべての国を対象に、経済・社会・環境の３つの面でバランスがとれた社会を目指す世界共通の目標として、17 のゴールとその課題ごとに設定された 169 のターゲット（達成基準）から構成されています。

貧困や飢餓から、環境問題、経済成長やジェンダー平等に至る広範な課題を網羅しており、豊かさを追求しながら地球環境を守り、そして「誰一人取り残さない」ことを強調し、人々が人間らしく暮らしていくための社会的基盤を令和 12(2030)年までに達成することが目標となっています。

農業農村整備においては、農業用水の確保を目的とした農業水利施設の整備や維持管理、農業および農村の活性化に向けたインフラ整備、多面的機能の維持・発揮のための体制の構築などを推進することにより、食料の安定確保、経済の成長、地球環境の保護など、ＳＤＧｓが設定するゴールに貢献するものとなっています。

■ＳＤＧｓの 17 のゴール

（資料：国際連合広報センター）

（６）国の農業政策をめぐる動き

国では、超高齢社会、本格的な人口減少社会の到来やグローバル化の進展等に対応するため、「土地改良長期計画※」を平成 28(2016)年８月に改訂し、「豊かで競争力ある農業」「美しく活力ある農村」「強くてしなやかな農業および農村」の３つの政策課題のもと、高収益作物※への転換による所得の増加や地域資源の保全管理の質と持続性の向上などに向けて、計画的かつ効果的に土地改良事業を進めていくこととしています。

また、国連では、2019～2028 年を国連「家族農業の 10 年」として定め、重要な役割を果たしているか像農業の発展の必要性を打ち出しています。こうした中、農業現場を支える多様な人材や主体の活躍に向け、法人や大規模経営だけでなく、これまでの地域農業を担ってきた家族農業などの維持･継続を図っていくため、「産業政策」と「地域政策」の両面から施策を進めていく必要があります。

さらに、新たな「食料・農業・農村基本計画」の中で、人口減少が本格化する社会であっても、食料・農業・農村の持続性を高めながら、農業の成長産業化を進める「産業政策」と、多面的機能の発揮を図る「地域政策」を車の両輪として進めることが示されており、こうした国の施策をしっかりと活用しながら着実に取組を進めていくこととしています。

こうした国の動向に十分留意しながら、本県においても、若者たちが希望を持てる魅力ある農業と活力ある農村に向けた取組を進めているところです。

① 農地中間管理機構※の活用による農地の集積※・集約化※の促進

農業者の減少や高齢化が進む中、農業の競争力を強化していくためには、担い手※への農地集積・集約化をさらに加速し、生産コストを削減していく必要があります。国は、令和５(2023)年度までに担い手への農地集積率８割という目標の達成に向け、農地の集積・集約化を進めるための仕組みとして平成 26(2014)年に創設された農地中間管理機構の強化などを図り、その結果、担い手への農地集積率は平成 30(2018)年度末時点で 56.2%と着実に向上しています。

農業農村整備においても、農地集積・集約化をさらに進めるため、農地中間管理機構が借り入れている農地について、農業者の申請・同意・費用負担によらず都道府県が農地整備を実施する「農地中間管理機構関連農地整備事業」が平成 30(2018)年度に創設されました。 同事業では、整備後の農地８割以上を担い手に集団化※することとしており、担い手が利用しやすい環境が整うことで、担い手による収益性の高い農業が一層進展することが期待されます。

■担い手への農地集積率（全国）

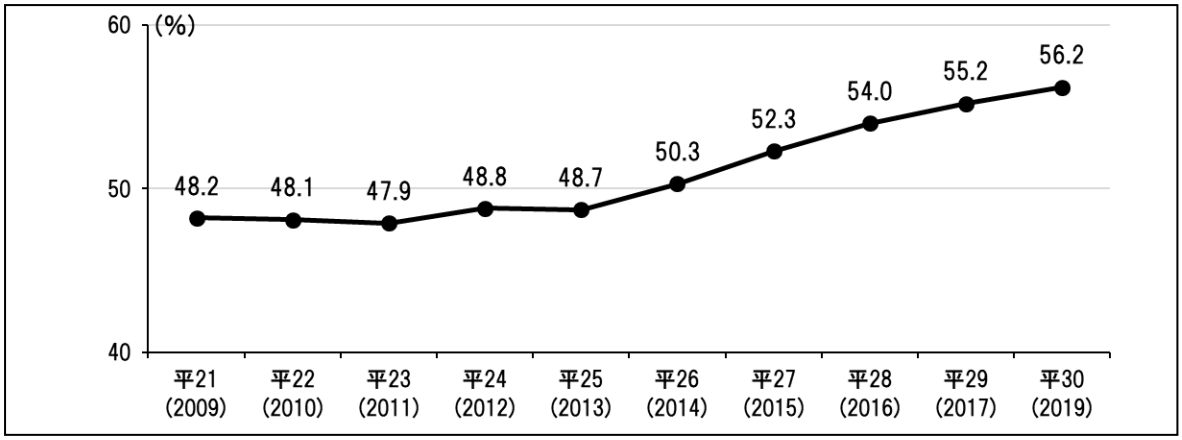

（資料：農林水産省調べ　注：農地中間管理機構以外によるものも含む）

② 防災重点ため池※の見直しおよび農業用ため池の管理体制の強化

平成30年７月豪雨では、西日本を中心に広い範囲で記録的な大雨となったことから、農業用ため池が決壊し、下流域の人命、財産に甚大な被害をもたらしました。このような状況を踏まえて、国は、全国にあるため池の緊急点検を実施し、防災重点ため池の選定基準を見直しました。

また、農業用ため池の管理体制の強化を図るため、「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」（以下、「ため池法」という。）が令和元(2019)年７月に施行されました。ため池法では、所有者等による届出の義務、適正管理の努力義務などを明文化し、適正な管理及び保全に必要な措置を講じることにより農業用水の確保を図るとともに農業用ため池の決壊による被害を防止することを目的としています。

■平成30年７月豪雨によるため池被災状況(広島県)

乙池・大池・横池（重ね池）

下流側から撮影

勝負迫上池・勝負迫下池

上流側から撮影

（資料:農林水産省 Web サイト https://www.maff.go.jp/）

③ 棚田※の保全

棚田地域における人口減少、高齢化の進行により、棚田が荒廃の危機に直面していることから、棚田地域振興法が令和元(2019)年８月に施行されました。この法律では、棚田地域の持続的発展および国民生活の安定向上に寄与することを目的としています。本法施行により、貴重な国民的財産である棚田を保全し、棚田地域の有する多面的機能の維持増進を図ることが期待されます。

④ 土地改良区の体制強化

土地改良区は、農業水利施設等の維持・管理等を行っており、今日に至るまで日本の農業を支える重要な役割を果たしてきました。一方、農業者の減少や高齢化の進行、土地持ち非農家※の増加により、土地改良区の組織体制が脆弱化し、土地改良施設の管理や更新等に支障が生じつつあります。

こうした中、土地改良法が平成 31(2019)年４月に一部改正され、土地改良区の准組合員制度の創設、貸借対照表の作成義務化、総代会制度の見直しおよび土地改良区連合の業務の拡充等の措置が講じられました。

このような新たな仕組みの定着により、土地改良区の体制強化が期待されています。

■総組合員数の推移

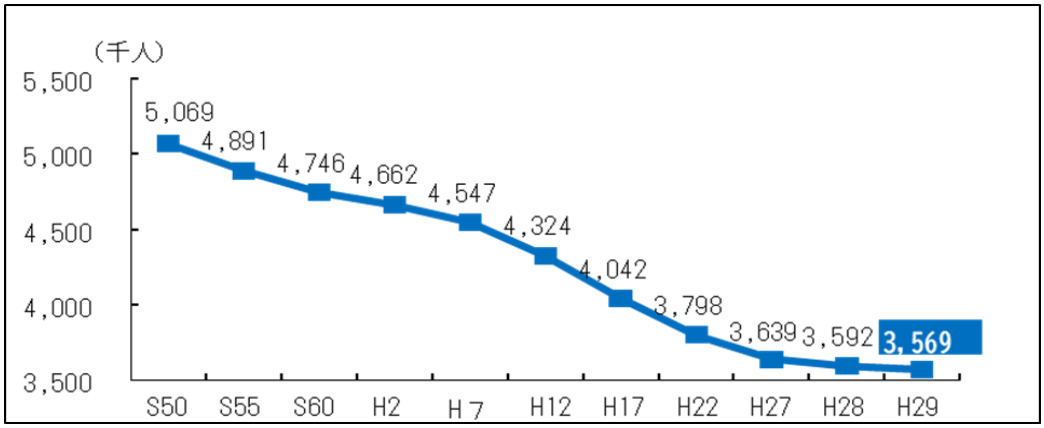

（資料：「土地改良区設置状況等調査」より農林水産省調べ）

■農家及び土地持ち非農家数の推移

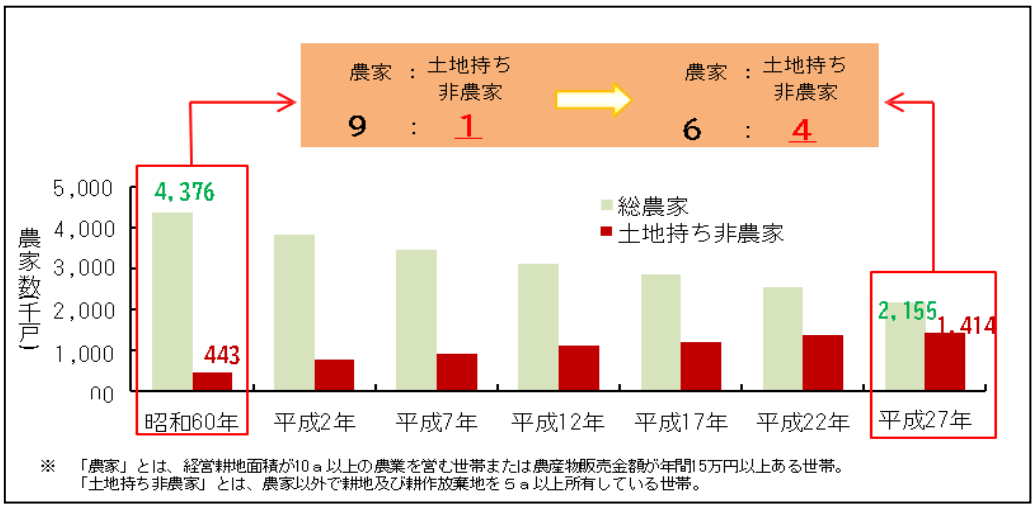

（資料：農林水産省 Web サイト https://www.maff.go.jp/）

2　三重県の農業および農村の現状と対応すべき課題

（1）農業の生産性

効率的かつ安定的な農業経営の実現に向けて、担い手への農地集積・集約化等を通じた生産コストの削減や高収益作物への転換等を促進することが重要なことから、引き続き営農の高度化・効率化に向けた生産基盤の整備を計画的に進めていく必要があります。

① 農業者

＜現状＞

農業就業人口は、平成27(2015)年までの直近10年間で約40%減少するとともに、平成27(2015)年には65歳以上の割合が75%を占め、高齢化が進行しています。

また、認定農業者※など意欲と経営感覚に優れた経営体※である担い手は、平成21(2009)年までは増加傾向にありましたが、近年は、高齢等の理由により、認定農業者が再認定を受けないケースも増えており、その数に大きな増減はない状況です。

認定農業者の年間農業所得は、平成30(2018)年度における県の経営状況調査では平均770万円となっているものの、このうち３分の２の認定農業者の年間農業所得が500万円未満となっています。特に水田農業に取り組む経営体等において、農業所得が相対的に低い状況となっています。

■農業就業人口の推移（販売農家※で主として農業に従事した世帯員数）

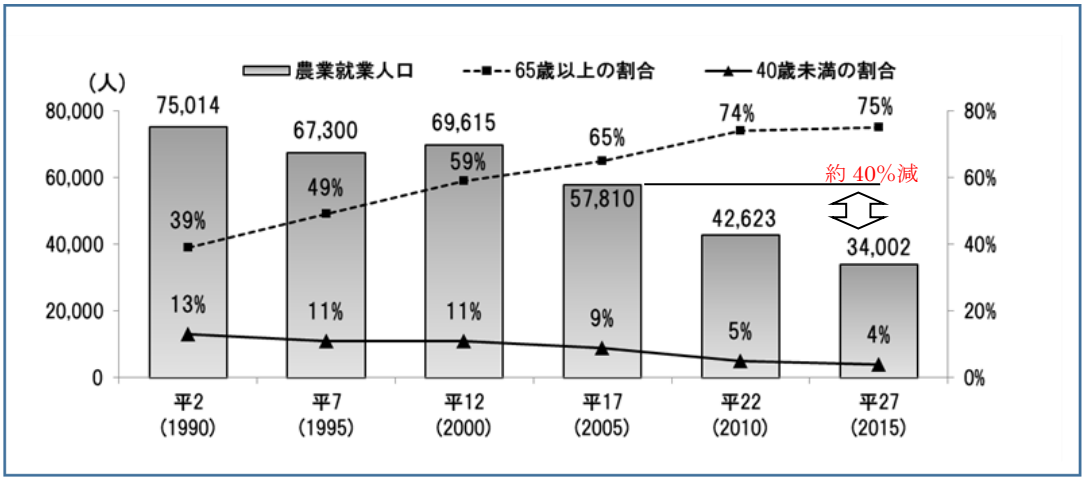

（資料：農林水産省「農林業センサス※」）

■認定農業者※数の推移

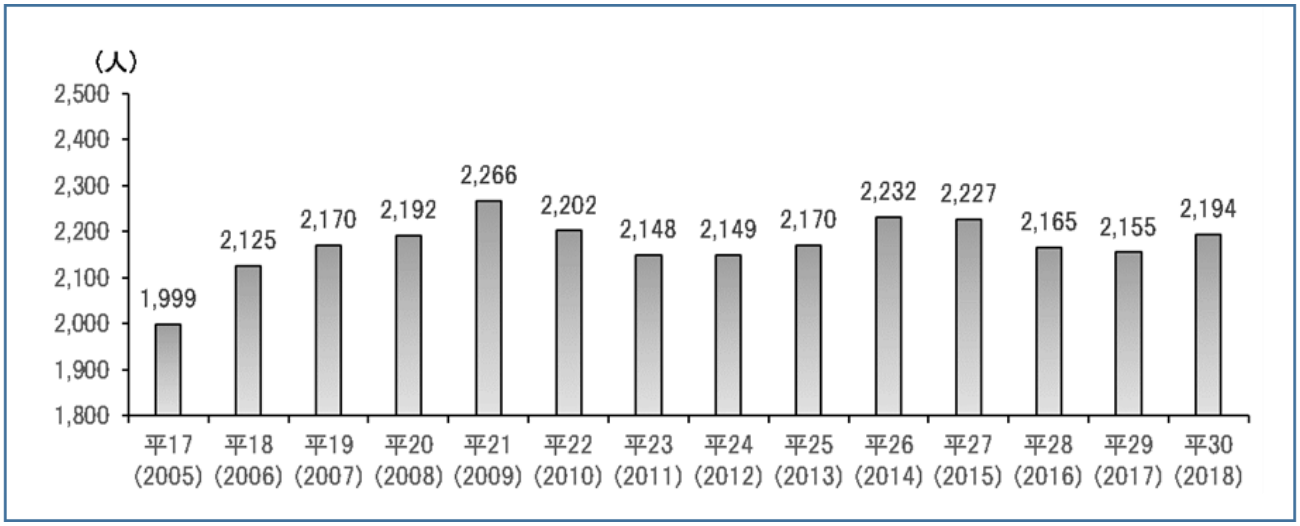

（資料：三重県調べ）

＜課題＞

地域における人口減少や高齢化、他産業との労働力確保に向けた競争が激化していることから、労働力の確保とともに、農業の生産性を向上させるため、農業者における労働の効率化を図る必要があります。

また、農業者の所得向上に向けた生産の効率化を図るため、大きな負担となっている水管理労力を軽減するパイプライン化や維持管理の省力化を推進していく必要があります。さらに、営農形態の変化に対応した水管理の高度化等を図っていく必要があります。

② 農業産出額※

＜現状＞

三重県の平成30(2017)年の農業産出額は1,113億円、うち畜産が39%程度、米が26%程度を占めており、畜産に続いて依然として米の占める割合が多くなっています。平成2(1990)年の農業産出額1,575億円と比較して、主食用米の需要減少や米価の低迷が大きく影響し29.3%の減少となっているものの、近年は1,100億円前後で推移しています。

また、野菜の産出額については、年々減少傾向となっています。

■農業産出額の推移

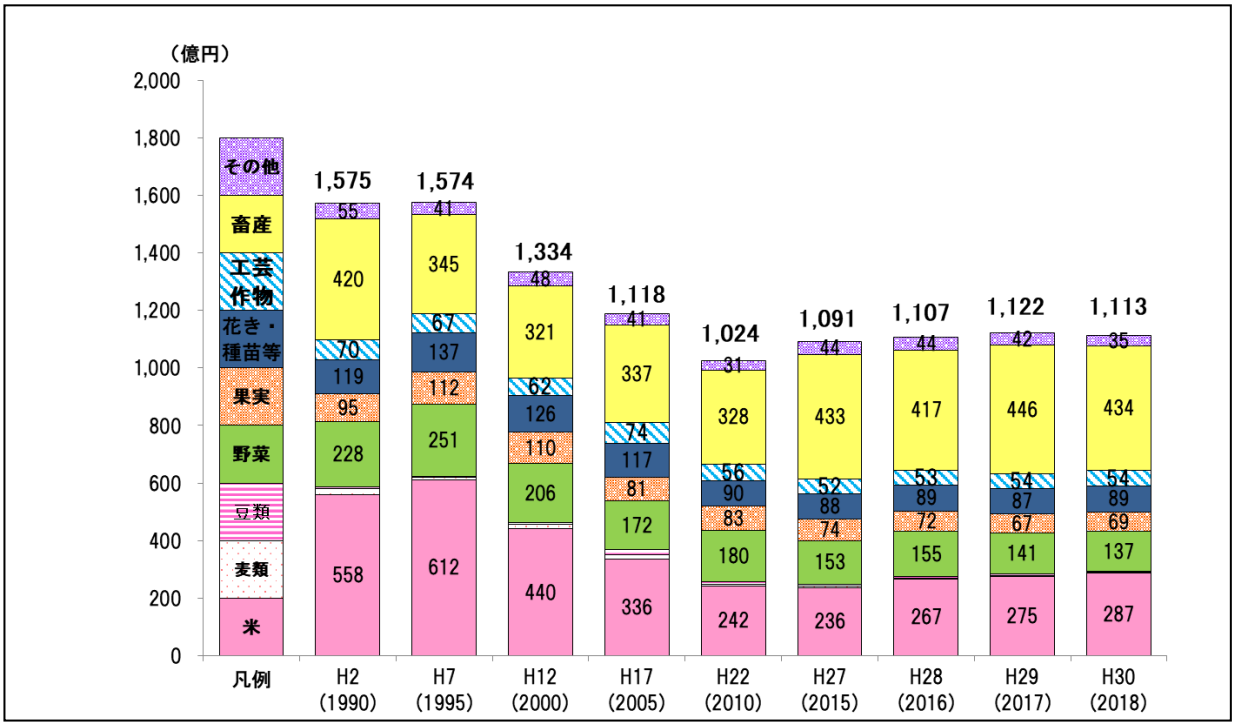

（資料：農林水産省「農林水産統計年報」）

＜課題＞

経営規模の拡大や担い手への農地集積による生産性の向上を図るためには、ほ場の区画拡大を進めるとともに、排水条件等を改善し、農業者が収益性の高い野菜、花きの栽培に新たに取り組むきっかけとするなど、水田を有効活用していくことが必要です。

③ 優良農地※の確保

＜現状＞

耕地面積は、平成 22(2010)年から平成 30(2018)年までに耕地面積の約 3.3%にあたる約 2,000ha が減少しました。また、耕作放棄地面積については平成 27(2015)年には 7,603ha であり、耕地面積の 12.6%を占めていますが、平成 12(2000)年度に始まった中山間地域等直接支払制度の活用等により、農業者の意識が高まり、近年の増加率は緩やかになっています。

三重県における担い手への農地集積は、ほ場整備が実施された農地を中心に増加傾向にあり、その集積率は平成 30(2018)年度末では 37.9%となっていますが、中山間地域等では傾斜地が多く、ほ場の大区画化や大型農業機械の導入が容易でないため、平地に比べ農地の集積・集約化が進んでいない状況となっています。

＜課題＞

優良農地を維持・確保するためには、ほ場整備などによる担い手への農地集積の推進や中山間地域等直接支払制度※の活用等により、持続可能な地域農業を構築することが重要です。

また、優良農地である農振農用地を維持・確保していくためにも、農地制度の適正な運用が求められています。

■耕地面積の推移

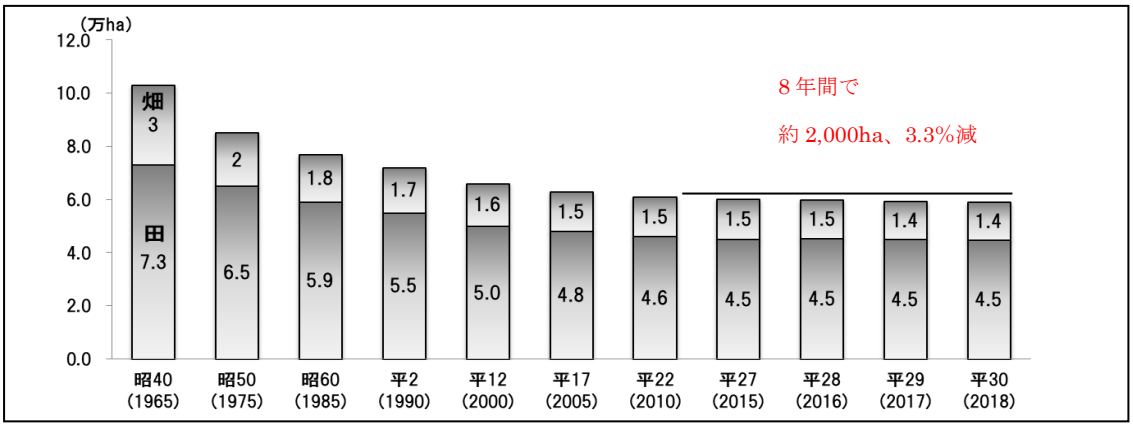

（資料：農林水産省「耕地及び作付面積統計」）

■耕作放棄地面積の推移

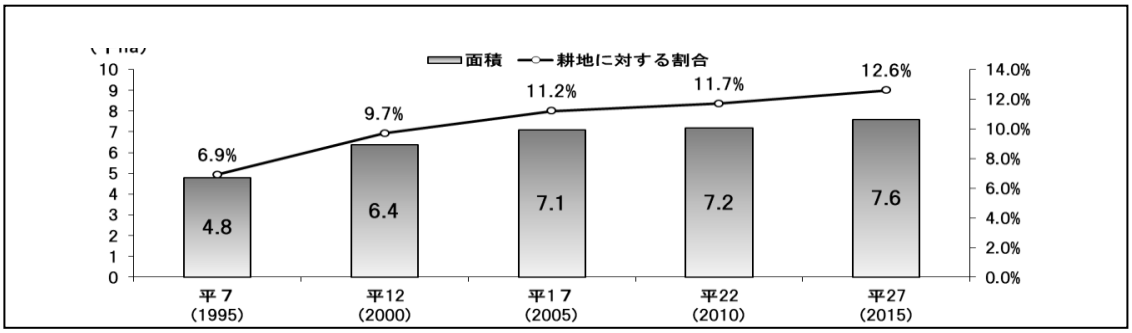

（資料：農林水産省「農林業センサス※」）

（２）農村の防災減災

頻発・激甚化する豪雨や大規模地震等の自然災害に伴う農業用ため池における堤体の決壊や排水機場の機能低下などにより、農村地域に被害を及ぼすおそれがあります。このため、持続可能な農村における安全で安心な暮らしを守るためには、ハード・ソフトの両面から防災・減災対策を進めることが重要です。

① 農業用ため池

＜現状＞

農業用ため池は県内で 3,000 か所を超え、そのうち、ため池が決壊した場合、特に下流域に影響を及ぼすおそれのある防災重点ため池※は、国による選定基準の見直しにより、544 か所から 1,647 か所に大幅に増加しました。

一方で、農業用ため池の多くは江戸時代に築造され、施設の所有者や管理者が不明なため池も存在することから、適切な管理が困難な状況となっています。さらに農業者の減少や高齢化の進行により管理組織が脆弱化しています。

＜課題＞

防災重点ため池が大幅に増加し、早急な補強対策が求められていますが、その対策には多くの時間と費用が必要です。このため、ハード対策と併せて、ハザードマップ※を活用した地域の防災意識の向上に向けた啓発活動や防災体制の構築などのソフト対策を進め、被害の軽減を図ることが重要です。

ため池の保全管理を適切に行うためには、施設の所有者、管理者、行政機関の役割分担を明らかにしたうえで、農業用ため池の管理を支援するとともに、管理体制の強化が必要です。

② 排水機場

＜現状＞

排水機場は、集中豪雨などによる洪水時における湛水の排除を目的とする重要な施設です。特に排水ポンプによる強制排水に依存している桑名市、木曽岬町などにみられる海抜ゼロメートル地帯などの低平地では、農地および周辺の宅地や公共施設等の湛水被害の未然防止を図るうえでなくてはならない重要な施設となっています。

排水機場は県内 139 か所で整備し、農地や宅地への湛水被害抑制に取り組んできましたが、平成 30(2018)年度末には 107 か所（全体の 77%）が標準耐用年数を超え、多くの施設が更新時期を迎えています。

＜課題＞

多くの施設が更新時期を迎える中、老朽化により低下した機能の回復や増大する維持管理費の節減を図るため、機能診断、耐震診断の結果を踏まえた施設の計画的な更新や耐震化対策、長寿命化を行う必要があります。

また、農業者の減少や高齢化が進行する中、大規模自然災害に備え、施設の機能について日常から適切な保全管理を行う必要があります。

③ 農業水利施設の機能保全対策

＜現状＞

これまで農業農村整備事業により2,000地区を超える農業生産基盤の整備が行われ、農業および農村の発展に寄与してきました。しかしながら、過去に整備した施設のうち、標準耐用年数が超過した施設の多くは老朽化が進み、施設の維持管理にかかるコストが増加するなど、農業者への負担が大きくなっています。

また、多くの農業用施設を管理している土地改良区は、組合員数や職員数が減少しており、農業用施設の維持管理体制が脆弱化しています。

＜課題＞

農業者が安全で安心して農業に従事できる農業生産基盤を維持していくためには、それぞれの施設の点検・診断を行いながら、劣化の状況に応じた適切な補修・更新等を実施して、施設の機能確保を図ることが必要です。

また、農業用施設の適切な維持管理に向けて、管理組織の体制強化を図ることが必要です。

（３）農村の振興

農村は、都市と比べ高齢化や人口減少が進行し、営農活動や集落機能が低下しつつあることから、農業の振興と地域の活性化を一体で進め、農村の機能を維持・発展させることが急務となっています。

＜現状＞

農村は食料供給や生活の場であり、特色ある農産物を生産することで、農村地域の経済を支えてきましたが、人口減少、後継者不足により基幹産業である農業の低迷や魅力ある就労の場が不足しています。特に、中山間地域等においては、傾斜地や狭く不整形なほ場などの農業生産条件が不利なことに加え、農村地域へのアクセス道路や生活用水施設などの生活環境整備が立ち後れていることから、集落機能を維持することが困難な状況となっています。

一方、農村の豊かな自然環境や美しい景観、独自の風土や文化に対する都市住民の関心は高まってきており、農業および農村の価値を再認識して、新たなライフスタイルを模索する動きが顕著になっています。また、近年は訪日外国人旅行者も急速に増加しており、日本古来の伝統文化や自然の豊かさを求めて農村に足を運ぶ動きが多く見られるようになってきています。

＜課題＞

農村集落の機能を維持するため、豊かな地域資源を最大限に活用して、持続的な農村の振興を図るとともに、地域住民が誇りを持つことのできる活力ある豊かな農村の実現を図ることが重要です。

持続的な農村の振興に向けて、中山間地域等の多様なニーズに応じた農業生産基盤と農村生活環境の整備を総合的に進め、農業生産の維持と生活環境の改善を図ることが必要です。

活力ある豊かな農村の実現を図るためには、加工施設や直売施設等の活性化施設の整備とともに、豊かな地域資源を活用した魅力ある商品の開発など自ら生産した農産物に付加価値を付けて販売する６次産業化※や地域の風土・伝統文化を結び付けた特産品による地域全体の魅力あるブランド化を図るなど、ハード・ソフト対策が連携して農村の所得と地域の活力を向上させることが必要です。

また、農村の定住や所得向上につなげて地域の活性化を図るため、農村が誇る豊かな自然や文化を「体験」という形で活用するとともに、「食べる」「泊まる」を組み合わせた滞在交流（三重まるごと自然体験構想 2020）とも連携し、地域の魅力を生かした取組から新たな雇用の創出を図ることも重要です。

（4）農業および農村における多面的機能

農村地域では、人口減少や高齢化の進行に伴う集落機能の低下により、国土の保全、水源のかん養※、自然環境の保全、良好な景観の保全、文化の伝承などの多面的機能の発揮に支障が生じています。これらの大切な財産である農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るには、地域内外のさまざまな主体が参画・協働し、農村地域における農地･水路･農道などの地域資源の適切な保全管理を行い、農業が継続されることが重要です。

＜現状＞

農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮は、農業生産活動とともに、地域の共同活動により支えられてきましたが、集落機能の低下等により多面的機能の発揮に支障が生じてきました。このため、多面的機能支払事業を活用し、地域の共同活動に取り組む面積は令和元(2020)年度末で 28,880ha となり、三重県全体の 50%を超える農用地で取り組まれています。

しかし、人口減少や高齢化のさらなる進行による集落機能の低下、土地持ち非農家の増加等による担い手への農地･農業用施設の維持管理に対する負担増大により、農業の生産基盤の機能維持に支障が生じるおそれがあるとともに、小規模な活動組織を中心に共同活動の継続が困難となっています。

＜課題＞

将来にわたって農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るためは、地域の共同活動に取り組む区域をさらに広げていく必要があります。

地域の共同活動を継続させるためには、活動組織において多様な主体の参画や組織の広域化などを進め、将来にわたって継続される体制づくりを進めることが必要です。

■地域の共同活動の取組面積と組織数の推移

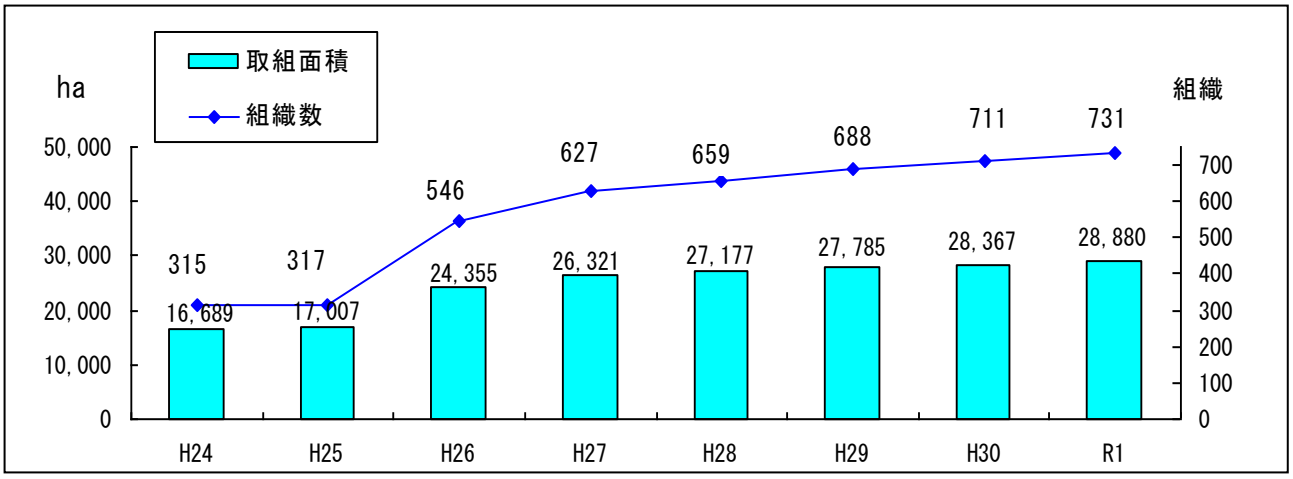

（資料：三重県調べ）

トピックス

ICT 等の省力化技術の導入

農業の競争力を強化するためには、優れた経営感覚を備えた担い手の規模拡大（農地集積・集約化）を図ることが重要と考えています。

一方、開水路でかつ多くの給水口を有するこれまでの給水システムは、担い手の規模拡大や生産性の向上などの制約要因となっていることから、担い手の水管理や維持管理の省力化を推進していくことが必要です。

このため、老朽化した開水路のパイプライン化及び給水の自動化を行うことで、農業者の大きな負担となっている水管理や維持管理労力の軽減と安定した用水供給を確保し、担い手への農地の集積・集約化をさらに推進します。

また、農業分野における ICT などの先端技術を活用した農作業機器の技術開発や実用化は、日々進んでおり、農業者の高齢化や担い手不足による労働力不足などの課題への解決策としても期待が高まっています。

こうした状況の中、生産性や収益性の高い農業の実現をめざして、スマートフォン等による給排水の遠隔操作など、ＩＣＴ等の省力化技術の導入により、経験年数等に関わらず誰もが取り組みやすいスマート農業を推進していきます。

自動給水栓

給排水の自動化

給排水量の自動制御

水位･水温の確認
用排水の遠隔操作

第３章　基本的な考え方

1　農業農村整備の果たす役割

役割１　農業の生産を支える基盤づくり

農業は、人間の生命を維持するための食料を生産することはもとより、地域経済を支える重要な産業となっています。農業が持続的に発展し、食料が安定的に供給されるためには、農業生産を支える生産基盤が整備されるとともに適切な維持管理が行われ、その機能が将来にわたって適正に発揮される必要があります。

しかし、三重県の農業経営を取り巻く環境は、人口減少や高齢化の進行、グローバル化のさらなる発展などと相まって、生産性の高い農業の実現に向けた生産基盤の整備が求められるとともに、これまでに整備されてきた農業用用排水施設などの生産基盤の老朽化が進行し、補修・更新が必要な時期を迎えるなど厳しい状況にあります。

こうした状況を踏まえて、農作物の収量や品質、農業者の労働力の効率化などをめざし、農地の持つ機能の向上や農業用用排水施設の整備など農業生産を支える基盤づくりを進めていきます。

役割２　農村の暮らしを支える基盤づくり

農村は、農産物を安定的に供給する場であるとともに、農業生産を通じて県土や自然環境の保全などの重要な機能を発揮しています。その機能を持続的に発揮させるためには、農業の生産基盤の整備はもとより、大規模な自然災害に備えた防災減災対策の強化や地域の居住環境の整備を総合的に進める必要があります。

しかし、農村では人口減少や高齢化が進行し、耕作放棄地の増加や集落機能の低下などが顕在化しています。特に、中山間地域では、この傾向が顕著となっています。

こうした状況を踏まえて、住みよい農村の実現に向けた生活環境の整備や防災減災施設の整備など、農村の暮らしを支える基盤づくりを進めていきます。

役割３　地域の活動を支える体制づくり

三重県は、南北に長く、温暖な気候と平地から中山間、山間地と多様な地形の中で、地域ごとに特色ある農業が営まれています。農業および農村は、農業生産活動を通じて、国土保全などさまざまな多面的機能※を維持・発揮するとともに、米や農産物の品質や価格によって、県民の食生活を豊かにするなど、都市住民や農家でない人にとっても重要な役割を果たしています。また、農村には長年にわたり受け継がれてきた農地や自然、文化、歴史、人などの豊かな地域資源もあります。

しかし、農村地域の人口減少や高齢化などにより地域の活力が低下する中で、地域の共同活動等によって支えられてきた地域資源の保全管理や農業および農村の有する多面的機能の発揮に支障が生じつつあります。

こうした状況を踏まえて、住民の生きがいづくりや地域の活性化はもとより就業機会の拡大等にもつながる地域資源の活用を積極的に進めるとともに、地域内外の多様な人材の参画を促進するなど地域資源の保全管理が自立的な活動になるような仕組みづくりを進めていきます。

2　取組の展開に向けた基本視点

農業および農村を取り巻く情勢の変化に的確に対応しながら、農業および農村が持続的に発展していくためには、中長期的な視野に立って地域の特性やニーズに応じた農業および農村の将来像を地域の農業者をはじめとする関係者が話し合って描き、その実現に向けて効果的・効率的な農業農村整備を実施していくことが必要です。

しかし、厳しい財政状況は依然として続いていることから、整備コストの縮減に取り組むとともに、支援する地域や整備する施設に優先度を設定する必要があります。また、農業者の減少や農産物価格が低迷する状況の中、施設の維持管理にかかる費用の節減や体制の構築、施設整備に伴う地元負担金などの課題に対しても取り組んでいく必要があります。

こうしたことを踏まえて、県は地域での計画づくりに能動的に関わるとともに、市町、土地改良事業団体連合会、土地改良区など関係者と三重県農業農村整備のめざす姿を共有し、連携・協働して農業農村整備の推進を図っていきます。

本計画を策定するにあたっては「地域の特性を生かした生産基盤の整備」、「重要度や社会的・経済的な影響を考慮した生産基盤の整備」、「地域内外の多様な人材が地域資源を維持・保全し活用していく体制づくり」の３つを取組展開に向けた基本視点とします。

基本視点１　地域の特性を生かした生産基盤の整備

農業が持続的に発展し、農産物の安定的な供給を図るためには、それぞれの地域の農業経営や環境に応じた生産基盤の規模や機能などを設定し整備することに加え、施設の計画的な更新や長寿命化、適正な維持管理などの生産基盤の整備を進めることが重要です。

地域で抱える問題や必要となる取組は、都市近郊に位置する平地と人口減少や高齢化が深刻な中山間地域で異なるほか、大規模で効率的な営農をめざす地域と農業者が協力し合いながら集落ぐるみで地域農業を守る地域で異なるなどさまざまです。

また、地域の農業を支える担い手※の育成・確保も重要な鍵となっています。

そのため、県、市町、土地改良区等や農業者が地域の特性を考慮して話し合いを行い、地域の農業および農村の将来像を明らかにしたうえで、その実現に向けて生産基盤の整備を進めていきます。

基本視点２　重要度や社会的・経済的な影響を考慮した生産基盤の整備

三重県で整備されてきた農業生産基盤は、その多くの施設が高度経済成長の時代に整備されたものであるため、老朽化が進行し一部の施設は標準耐用年数を超えるなど、更新が必要な時期を迎えています。こうした状況の中、これら既存施設の更新・補修の取組を進めるにあたっては、地域の特性や施設そのものの劣化状況を踏まえつつ、農業生産に対する寄与度や損壊時に発生する人命や財産等への被害など、社会的・経済的な影響も考慮する必要があります。

そのため、既存施設の老朽度等の調査結果を踏まえつつ、農業生産に果たす役割や県民の生活への影響も考慮し、優先度を設定したうえで、農業の生産性向上はもとより安全や安心につながる生産基盤の整備を進めていきます。

基本視点３　地域内外の多様な人材が地域資源を維持・保全し活用していく体制づくり

農村地域の人口減少、高齢化の進行に伴う集落機能の低下や、土地持ち非農家の増加等による担い手※への農地・農業用施設の維持管理に対する負担増大により、農業の生産基盤の機能維持に支障が生じつつあり、将来に向けて継承していくことが困難となることが懸念されています。

このような状況を踏まえ、生産基盤を将来にわたって適切に維持・保全していくための活動に、農業者だけでなく地域内外の多様な人材の参画を促す取組を進める必要があります。

そのため、県は市町とともに農業者や地域内外の多様な人材との話し合いに参画し、それぞれの役割を明確にするなど、多様な人材による農業生産活動の継続や多面的機能の維持・発揮を支える体制づくりの支援に取り組んでいきます。

【三重県の農業用施設】

【世界かんがい施設遺産】立梅用水（たちばいようすい）（多気町）

立梅用水は、文政６(1823)年に西村彦左衛門の尽力により完成した 23km の農業用水路です。農業用水のみならず、防災・防火、発電、文化的景観、教育など歴史的価値に現代的価値が付加され、多目的に多様な活用が図られています。

平成 26(2014)年に世界かんがい施設遺産に登録されました。

3　整備計画の見直し視点

新たな整備計画の策定にあたっては、人口減少や高齢化等の進行に伴う食料の生産力や安定供給力の低下、グローバル化のさらなる進展、Society5.0 やＳＤＧs などの新たな潮流、国土強靭化を実現するための防災減災対策など、農業および農村を取り巻く情勢の変化を踏まえた次の４点を見直しの視点として、新たな整備計画を策定します。

見直しの視点①	農業生産力の強化に向けた新たな展開
見直しの視点②	安心して暮らせる農村づくりに向けた新たな展開
見直しの視点③	地域資源を活用した魅力ある農村の振興に向けた新たな展開
見直しの視点④	活動組織の強化に向けた新たな展開

見直し視点１　農業生産力の強化に向けた新たな展開

人口減少や高齢化の進行に伴い、農業者も減少し続けています。今後、農業の労働力を確保するとともに、農業の生産性を向上させるため、さらなる労働の効率化を図ることが必要です。

農業の生産力の強化に向け、それぞれの地域の農業経営や環境に応じた生産基盤の整備に加え、ＡＩやＩｏＴ、ドローンなどの先端技術を活用した「スマート農業」による超省力・大規模生産に適した生産基盤の整備などを展開していきます。

見直し視点２　安心して暮らせる農村づくりに向けた新たな展開

頻発・激甚化する豪雨や地震などの自然災害により農業用ため池などの農業用施設が被災する事例が発生している一方で、農業者の減少や高齢化の進行に伴い管理組織が脆弱化しています。

安心して暮らせる農村づくりに向け、豪雨や大規模地震が発生した場合に備え、ため池や排水機場などの農業用施設における防災減災対策の計画的な取組に加え、継続して農業用施設の適切な保全管理が行えるよう、管理組織の体制強化の促進などを展開していきます。

そのため、ため池管理にかかる相談や非常時における技術的な助言などを行う「三重県ため池サポートセンター（仮称）」を設置するなど支援を強化していきます。

見直し視点３　地域資源を活用した魅力ある農村の振興に向けた新たな展開

農村における人口減少および高齢化の著しい進行により、農村集落の機能を維持していくことが困難な状況にあります。今後、活力ある豊かな農村を実現するため、豊富な地域資源を活用し、農村の所得向上や地域の活力を向上させることが必要です。

地域資源を活用した魅力ある農村の振興に向け、地域のニーズに即した生産基盤や生活環境の整備に加え、豊かな資源を生かした６次産業化やブランド化につなげる加工施設や直売施設等の活性化施設の整備に対する支援を展開していきます。

見直し視点４　活動組織の強化に向けた新たな展開

農村地域の人口減少や高齢化のさらなる進行に伴う集落機能の低下、土地持ち非農家の増加等による担い手※への農地・農業用施設の維持管理に対する負担増大により、農業生産基盤の機能維持に支障が生じつつあるとともに、小規模な活動組織を中心に地域の共同活動の継続が困難になりつつあります。将来にわたって農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るためには、地域の共同活動に取り組む区域をさらに広げていく必要があります

活動組織の強化に向け、多面的機能の必要性について理解を深めることにより、地域内外の多様な人材に共同活動への参画を促すことに加え、活動組織の連携による組織の広域化を促進する取組などを展開していきます。

【三重県の農業用施設】

【世界かんがい施設遺産】南家城川口井水（みなみいえきかわぐちゆすい）（津市）

南家城川口井水は、平安時代である文治6(1190)年に開設され、農業用水のみならず、地域用水としても利用されています。

平成 28(2016)年に世界かんがい施設遺産に登録されました。

4　農業農村整備がめざす農業および農村の将来の姿

人口減少が本格化する社会であっても、食料・農業・農村の持続性を高めながら、農業の成長産業化を進める「産業政策」と、多面的機能の発揮を図る「地域政策」を車の両輪としつつ、地域の特性を生かした農業農村整備を計画・実施することが重要です。

こうしたことを踏まえ、三重県の農業農村整備がめざす農業および農村の将来の姿を定めて、その実現に向け、効果的・効率的に取り組んでいきます。

①　農地集積の促進と生産基盤の更なる機能向上により、収益性の高い農業が展開されている姿

・スマート農業に適した農地の機能向上や農業用水路のパイプライン化等が総合的に実施され、労働効率に優れ、収益性の高い農業が展開されています。
・農業の生産基盤の整備に併せて、担い手※への農地の集積・集約化が進み、担い手の経営規模が拡大しています。

②　地域の特性を踏まえた総合的な防災減災対策により、安全・安心な農村生活が営まれている姿

・ハードとソフトを組み合わせた防災減災対策がより一層進み、災害に強い安全・安心な農村が形成されています。
・老朽化した農業用ため池の改修や排水機場の機能の維持保全などが図られ、農業者が安心して営農できる環境が整っています。
・農業用施設の管理体制が強化され、適切な保全管理が行われています。

③　地域特性や資源を生かした取組が展開され、農村の活力が維持・強化されている姿

・中山間地域等において、農業の生産基盤や農村の生活環境基盤等が総合的に整備されるとともに、加工施設や直売施設等の活性化施設が整備され、農業の持続性が確保されるとともに、農村の快適性や利便性が高まっています。
・農村地域において、都市農村交流や地域資源を活用した経済活動等の取組の進展を通して、農村の活力が向上しています。

④　地域の共同活動等が活発に行われ、
農業および農村の有する多面的機能が持続的に発揮されている姿

・地域内外の多様な人材による地域資源の維持・保全や環境保全活動等を通じて、農業および農村の有する多面的機能が十分に発揮されています。
・農業生産活動の継続とともに、地域資源の維持・保全活動を行う体制が整い、農業の生産基盤が適切に維持管理されています。

【三重県の農業用施設】

安濃（あのう）ダム（津市芸濃町）

安濃ダムは、国営かんがい排水事業中勢用水地区の水源として農林水産省が設置した農業専用の利水ダムです。三重県は、農林水産省からの委託を受け、平成元(1989)年 12 月より管理を行っています。

(概要)

形式　　：重力式コンクリートダム
堤高　　：73.0m　　堤長　　：212.0m
総貯水量：10,500 千㎥　　有効貯水量：9,800 千㎥
集水面積：27.5 ㎢

トピックス

生活用水施設整備を契機とした伝統食の復活と所得向上

生活用水施設を整備した浅里（あさり）地区では、整備前は、ろ過・減菌施設が未整備なため、洪水等の際に、濁り水、落ち葉などの混入により、生活水の確保が不便な状況でしたが、整備後は、衛生的で快適な農村生活が営まれています。

また、水道法の基準に基づいた生活用水が使用可能となったことから、地域の伝統食である「なれ寿し」の販売が復活して、地域の所得向上につながりました。更に、キャンプ場のオープンや、「なれ寿しまつり」の定期的な開催など、観光客の集客にも寄与するなど、地域の活性化が図られています。

生活用水施設整

急速ろ過機

配水タンク

衛生的な生活用水の供給

なれ寿しの販売復活

地域の伝統食「なれ寿し」

なれ寿しまつり開催状況

地域活性化

6次産業化による所得向上と伝統食復活による地域活性化

○ 年間665,200円の売り上げ（平成29年）

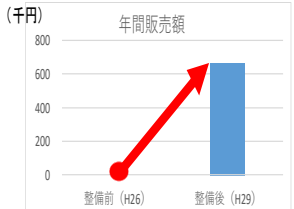

○ 平成27年から「なれ寿しまつり」を開催し、毎年1,000人以上の観光客を集客し、地域の活性化に寄与

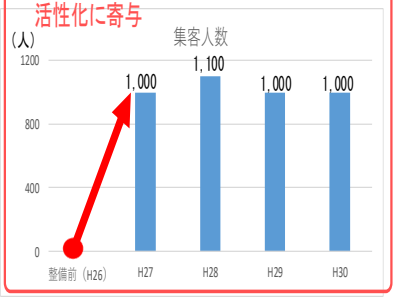

※「生活用水施設」とは、育苗、病害虫防除、家畜の飼養、農産物や農業機械の洗浄等のための営農用水と併せて衛生的かつ近代的で快適な農村生活を実現するための生活用水の供給を目的とする施設です。

第４章　整備方針と主要取組

整備方針と主要取組の重要ポイント

農業競争力の強化と**農村地域の強靭化**を図るとともに、**地域社会の維持・活性化**に向けた取組を着実に推進します。

○限られた予算を一層効果的・効率的に活用しさまざまな課題に対応するため、**選択と集中**により施策を推進します。

○**地域の特性を生かした**計画づくりに**能動的**に関わり、事業に関する情報提供等を行うことにより、地域の課題解決に向けた取組を進めます。

○計画的な整備を行うため、施設の老朽度、県民への影響や地域の熟度等を踏まえた**優先度を設定**して、目標達成に向けて取り組みます。

○農業農村整備計画の目標に掲げた取組を円滑に推進するため、コスト縮減対策や国の諸制度の有効活用等により**整備経費の削減**や効果的な**地元負担金の軽減対策**に取り組みます。

農業生産性の向上

目的とめざすべき方向

担い手への農地の集積・集約化を進めるため、スマート農業に適した農業用水路のパイプライン化およびほ場整備等の生産基盤の整備とともに、担い手が営農しやすい優良農地の確保に取り組みます。

基本目標

	目標項目	目標指標	目標値		
			現状値 令和元年度	行動計画目標値 令和 5 年度	目標値 令和 11 年度
基本目標	基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率	集積率	43.0%	55.2%	80.0%

※目標項目「基盤整備を契機とした農地の担い手への集積率」とは、農地集積の目標を掲げて基盤整備を実施した地区および計画期間内に地元合意が形成され基盤整備に着手する予定の農地のうち、担い手への集積が図られた農地面積（ha）の割合

現状と課題

◆ **水管理の省力化**

県全体のパイプライン化は、要パイプライン化整備面積 21,500ha に対して、平成30(2018)年度末までに水田を中心に 6,752ha が完了し、その整備率は 31.4%となっています。

なお、本計画のパイプライン化進捗率は、農地集積の目標を掲げて基盤整備を実施した地区および令和 11(2029)年度までの計画期間内に地元合意が形成され基盤整備に着手する予定地区の農地面積約 5,000ha のうち、農業用水路のパイプライン化を実施した面積（ha）の割合であり、令和元(2019)年度末では 63.1%となっています。

開水路でかつ多くの給水口を有する従来型の給水システムは、担い手の規模拡大や生産性向上の制約要因となっており、担い手の水管理労力の軽減や適切かつ合理的な水配分を実現することが必要です。

◆ **生産性や収益性の高い農地整備**

県全体のほ場整備は、要整備面積 43,000ha に対して、平成 30(2018)年度末までに 36,168ha が完了し、その整備率は 84.1%となっています。これらの農地は、優良農地として生産性の高い農業の展開に寄与しています。

なお、本計画のほ場整備率は、農地集積の目標を掲げて基盤整備を実施した地区および令和 11(2029)年度までの計画期間内に地元合意が形成され基盤整備に着手する予定地区の農地面積約 5,000ha のうち、区画整理を実施した面積（ha）の割合であり、令和元(2019)年度末では 78.5%となっています。

効率的かつ安定的な農業経営を確保していくためには、生産コストの低減や高収益作物※の導入に向けた農地整備が必要です。

◆ **優良農地の確保**

優良農地である農振農用地の面積は、平成 24(2012)年末では 56,418ha でしたが、平成 30(2018)年末には 55,641ha と減少傾向にあります。その要因は、住宅用地や工場用地などへの農地転用や耕作放棄地の増加によるものです。

こうした優良農地の減少傾向に歯止めをかけるためには、農地制度の適正運用と耕作放棄地対策を進めることが必要です。

取組内容

農業用水路のパイプライン化・水管理の ICT

- 水管理・維持管理労力の軽減を図るため、老朽化した開水路のパイプライン化及び給水の自動化をさらに進めます。
- 水管理労力の大幅な削減を図るため、スマートフォン等による給排水の遠隔操作など ICT を用いた水管理省力化技術の導入を推進します。

自動給水栓

農地の大区画化・汎用化

- 担い手※が利用しやすい農地環境を整えるため、農地中間管理機構※とも連携しながら、農地の大区画化や排水改良等による汎用化を進めます。
- 超省力・大規模生産を実現するため、自動走行農機等の導入・利用に向けた農地整備を進めます。

農地の大区画化

優良農地※の確保

- 農地の維持・保全と地域開発需要とのバランスを適切に保ちながら、農業振興地域制度における農業利用上の区域設定、農地転用許可制度における農地転用の規制を適正に運用し、地域の実情に応じたきめ細やかな対応を行っていくことで、優良農地の維持・確保に取り組みます。
- 無計画な土地利用を規制し、農地のスプロール化※を防止することによって、担い手※が営農しやすいまとまりのある農地を確保し、耕作放棄地の発生を抑制します。また、基盤整備と併せた耕作放棄地の再生を促進します。
- 農地等への無秩序な土砂搬入への新たな規制制度となる令和２(2020)年４月施行の「三重県土砂等の埋立て等の規制に関する条例」に基づいて、環境生活部、県土整備部、農林水産部の三部連携による適正な運用を図ることにより、農地の保全に取り組みます。

基本事業

	目標項目	目標指標	目標値		
			現状値 令和元年度	行動計画目標値 令和５年度	目標値 令和11年度
基本事業	効率的な営農の実現に向けた水管理や維持管理の省力化	パイプライン化進捗率	63.1%	75.4%	97.0%
	生産性の高い農業を目指した農地整備(区画整理)	ほ場整備率	78.5%	81.1%	95.7%

※目標項目「効率的な営農の実現に向けた水管理や維持管理の省力化」とは、農地集積の目標を掲げて基盤整備を実施した地区および計画期間内に地元合意が形成され基盤整備に着手する予定地区の農地面積のうち、農業用水路のパイプライン化を実施した面積（ha）の割合。

目標項目「生産性の高い農業を目指した農地整備（区画整理）」とは、農地集積の目標を掲げて基盤整備を実施した地区および計画期間内に地元合意が形成され基盤整備に着手する予定地区の農地面積のうち、区画整理を実施した面積（ha）の割合。

トピックス

農地を守る仕組み（法体系）について

食料の持続的な供給の確保と多面的機能の維持・発揮を図っていくためには、農業にとって最も基礎的な資源である農地を確保･保全することとその有効利用に取り組むことが必要です。

そのため、農地に関する法令が制定されており、優良農地を確保していく仕組み（法体系）が整備されています。（下図参照）

農地法、農振法などの法令を適正に運用し、農地を取り巻く状況の変化に対応しながら、農地の確保・保全とその有効活用に取り組んでいます。

農地の確保・保全

○土地改良法

・農地を効率的な生産基盤として整備

○農業振興地域の整備に関する法律（農振法）

・基本方針の策定、農用地区域の設定、開発許可制度

○農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律

・地域の共同活動や農業生産活動等への支援

○農地法

・農地の転用についての規制

農地の有効活用

効率的な利用の確保

○農地法

・農地の権利移動の規制、賃貸借の解約制限の規制、遊休農地に関する措置等

○農業経営基盤強化促進法

・認定農業者等の育成に向け、農地の利用集積を促進

○農地中間管理事業の推進に関する法律

・賃借により担い手への農地利用の集積・集約化を促進

レクリエーション等新たな農地ニーズへの対応

○特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律

○市民農園整備促進法

・市民農園としての農地貸付を制度化

○景観法

・景観と調和のとれた農地利用の促進

安全・安心な農村づくり

目的とめざすべき方向

農村の安全・安心を確保するため、農業用ため池や排水機場等の豪雨・耐震化対策および長寿命化に取り組むとともに、ため池の管理体制の強化や農業用施設の適切な維持管理を促進します。

基本目標

	目標項目	目標指標	目標値		
			現状値 令和元年度	行動計画目標値 令和５年度	目標値 令和11年度
基本目標	ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積	被害防止面積	3,357ha	4,376ha	8,000ha

※目標項目「ため池および排水機場の整備により被害が未然に防止される面積」とは、豪雨・耐震化対策および長寿命化の緊急性が高い農業用ため池および排水機場の被害想定面積のうち、それらの整備が進められることにより、被害が未然に防止される面積。

現状と課題

◆ **防災重点ため池※の防災・減災対策**

県内の防災重点ため池は、平成 30 年７月豪雨等を踏まえ、国が示す選定基準により見直した結果、大幅に増加しました。

頻発・大型化する台風等や、南海トラフ地震等の大規模地震の発生が危惧される中、早期の対策が求められていますが、ため池の整備には多くの時間と費用が必要です。

このため、防災重点ため池を対象とした堤体決壊時の下流地域への影響を考慮して、豪雨・地震に備える計画的なハード対策を進めるとともに、ハザードマップ※の活用などソフト対策の早急な取組が必要です。

また、農業者の減少や高齢化の進行などにより管理組織が脆弱化し、日常の維持管理が適正に行われないおそれがあることから、令和元年７月に施行された「農業用ため池の管理及び保全に関する法律」を踏まえ、管理体制の強化を図る必要があります。

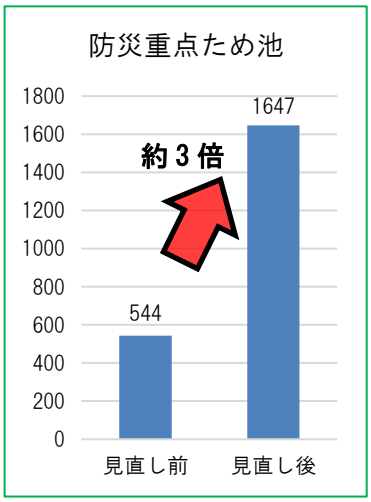

◆ **排水機場の耐震化対策・長寿命化**

洪水時の湛水被害を防ぐ県内の排水機場 139 か所のうち令和元（2019）年度末には 107 か所（全体の 77%）が標準耐用年数を超過し、老朽化に伴う機能低下を招いています。頻発･激甚化する豪雨や近い将来に発生が危惧される南海トラフ地震等により、農地だけでなく宅地、公共施設等の農村地域に甚大な被害を及ぼすおそれがあることから、施設の計画的な耐震化対策や長寿命化を行うことが必要です。

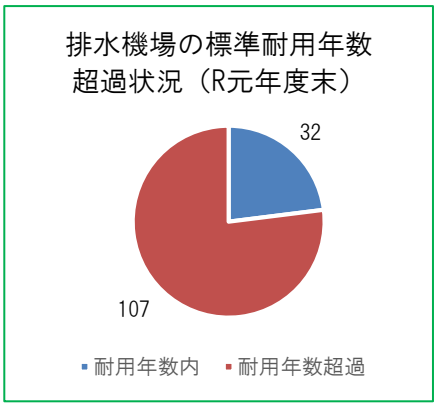

◆ **ストックマネジメントの推進**

農業水利施設における老朽化の進行に伴い、突発事故等のリスクや維持管理にかかるコストが増加しています。

農業水利施設の機能を安定的に発揮していくためには、適切な維持・管理を促進するとともに、老朽化に伴い増加する修繕費用や将来の更新費用等のライフサイクルコストを考慮したうえで、施設の長寿命化を図る必要があります。

農業用水管破裂による湛水被害

取組内容

防災重点ため池の防災・減災対策

- ハード対策

ため池の決壊による下流地域への影響と耐震調査等の結果による危険度を総合的に考慮した優先度を設定し、対策が必要なため池の豪雨・地震に備えた堤体改修などの防災対策を計画的かつ効果的に進めます。

- ソフト対策

住民の皆さんの主体的な避難行動につながるよう、関係する全ての市町と連携して「ため池ハザードマップ※」を活用した防災訓練の実施を促進します。

また、ため池防災支援システム※の活用や「三重県ため池サポートセンター（仮称）」の設置により管理体制の強化を促進します。

ため池の堤体改修

排水機場の耐震化対策・長寿命化

- ハード対策

耐震調査や機能診断の結果を踏まえ、被害想定区域への影響を考慮した優先度を設定するなど、計画的かつ効果的な耐震化対策・長寿命化を進めます。

（排水機場の更新）

整備前

整備後

- ソフト対策

管理者である市町や関係団体と連携して、連絡・警戒体制の確保や、台風の接近に備えた機器の点検・試運転の徹底など管理体制の強化を促進します。

老朽化した農業水利施設の機能保全対策

- ハード対策

農業水利施設の機能の安定的な発揮に向けて、適切な維持管理を促進するとともに、施設の機能診断とその結果に基づく機能保全計画の策定を進めます。

機能保全計画や施設の点検結果を踏まえた補修・補強等の機能保全対策工事を計画的に進めます。

（水路トンネルの内面補修）

対策工事実施前

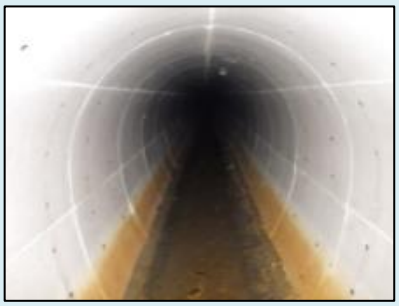

対策工事実施後

- ソフト対策

農業用施設の適切な管理に向け、主に基幹的な施設管理を行っている土地改良区について、土地改良区の合併などを推進し、体制強化を図ります。また、集落内にある農業用施設の適切な管理に向け、活動組織が行う地域の共同活動を支援します。

基本事業

	目標項目	目標指標	目標値		
			現状値 令和元年度	行動計画目標値 令和 5 年度	目標値 令和 11 年度
基本事業	農業用ため池の決壊を防止する豪雨・耐震化対策	整備済 ため池の数	44 か所	56 か所	94 か所
	排水機場の耐震化対策および長寿命化	整備済 排水機場の数	8 か所	18 か所	38 か所

※目標項目「農業用ため池の決壊を防止する豪雨・耐震化対策」とは、老朽化した農業用ため池の豪雨・耐震化対策を実施した農業用ため池の数。

目標項目「排水機場の耐震化対策および長寿命化」とは、排水機場の耐震化対策および長寿命化を実施した排水機場の数。

【三重県の農業用施設】

斎宮調整池（多気郡明和町および度会郡玉城町）

国営宮川用水第二期土地改良事業により造成された貯水量 2,000 千㎥の調整池

トピックス

農業用ため池の防災減災対策

小古曽池（おごそいけ）（津市）は、堤体決壊による下流地域の被害の未然防止するため、平成 24(2012)年度から平成 28(2016)年度にかけて、ため池を改修しました。

また、平成 29(2017)年にはハザードマップを作成し、その結果、堤防決壊時には直下流の小学校や幼稚園は水深 1.0m～2.0m の水が来ることが想定されたことから、ハザードマップを集落内の各戸へ配布し、防災減災対策の１つとして活用しています。

さらには、管理上の安全対策として、転落防止柵やため池の状況を観測する水位計の設置し、異常水位が確認された場合には、ため池管理者に迅速な情報連絡が行われるようになるなど、小古曽池の非常時における地域の防災体制の構築に寄与しています。

ハード対策の実施

○ため池直下流には、小学校、公民館および幼稚園がある。
○堤体からの漏水、堤体断面形の変状、洪水吐の通水断面不足、取水施設の機能低下により決壊のリスクが高まる。
○H24～H28県営ため池等整備事業で耐震対策を実施。

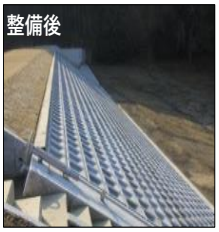

ソフト対策の実施

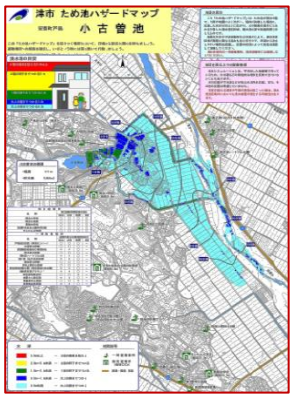

ハザードマップ

水位変動観測計

地域の防災体制の構築

トピックス

排水機場の整備による湛水被害の未然防止効果

農業農村整備事業で整備された排水機場は、農地の湛水被害を未然に防止することを目的に造成されていますが、公共施設・宅地・道路などの浸水被害を防止する効果も併せ持っています。

特に、三重県北勢地域の海抜ゼロメートル地帯では、自然排水が出来ない低平地のために、日頃から排水ポンプによる強制排水に依存しています。排水ポンプは、昭和の時代に整備されたため老朽化に伴う能力低下や、南海トラフ地震等の発生による機能喪失が危惧されることから、耐震化した排水機場に更新することにより、湛水被害を未然に防止し、農村地域の安全・安心を確保するとともに、安定した農業経営の実現を図ります。

整備前（機能低下）

→

地区内湛水状況

→

整備後（機能回復）

安定した農業経営

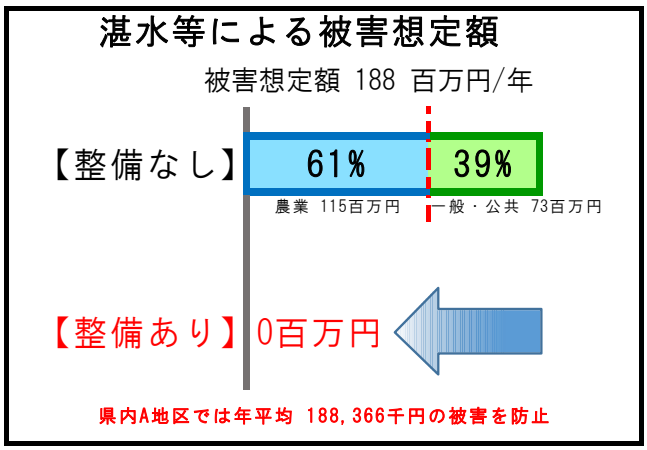

地域の特性を生かした農村の振興

目的とめざすべき方向

活力ある豊かな農村を実現するため、生産基盤や生活環境の整備を総合的に進めるとともに、豊富な地域資源を活用した加工施設や直売施設等の活性化施設の整備を支援します。

基本目標

	目標項目	目標指標	目標値		
			現状値 令和元年度	行動計画目標値 令和５年度	目標値 令和11年度
基本目標	中山間地域等の生産基盤や生活環境の整備をした集落率	集落率	37.1%	39.3%	43.5%

※目標項目「中山間地域等の生産基盤や生活環境の整備をした集落率」とは、生産基盤（農業用用排水施設、農道、ほ場整備、農地防災等）や生活環境（営農飲雑用水、集落排水、集落道、集落防災安全施設、活性化施設等）の計画的な（特に重点的に）整備が必要な集落のうち、整備済みおよび計画期間内に整備を実施した中山間地域等の集落数の割合。

現状と課題

◆ 中山間地域等の生産基盤

中山間地域等は、農地が急傾斜で面積が狭小など、農業生産条件が不利な状況にあることから、耕作放棄地の増加や担い手不足が深刻化しています。

基幹産業である農業の振興を図るためには、営農条件の改善が必要です。

荒廃した農地

◆ 中山間地域等の生活環境

中山間地域等では、生活用水施設、狭小な集落道などの生活環境整備の立ち後れにより、農村生活の利便性や快適性が損なわれています。

このため、早急な生活環境の改善が必要です。

狭小な集落道路

◆ **農村の交流・活性化**

農村地域では、人口減少や高齢化、担い手不足等により、農村の活力の低下が深刻な状況となっています。

魅力ある農村を持続させていくためには、豊富な地域資源を活用した活性化施設の整備により、働く場所を確保するなど、農村の活力の向上が必要です。

地域の豊富な資源

取組内容

中山間地域等の生産基盤の整備

- 中山間地域等の条件不利を解消するため、地域の特性を最大限に生かしながら「ほ場整備」・「用排水路」・「農地防災」などの生産基盤の整備を推進します。

ほ場整備

用水路整備

農地防災

中山間地域等の生活環境の整備

- 住民生活の利便性や快適性を向上するため、生活用水施設、集落道等の生活環境の整備を推進します。

生活用水施設

集落排水施設

集落道

農村の交流・活性化を促す基盤整備

- 地域の特色を生かした持続的で魅力ある農村を実現するため、豊富な資源を活用して６次産業化やブランド化につなげる加工施設や直売施設等の活性化施設の整備を支援します。また、自然体験や農泊などの滞在交流を推進するため、都市と農村の交流を促します。

加工施設（みかんジュース）

直売施設

基本事業

	目標項目	目標指標	目標値		
			現状値 令和元年度	行動計画目標値 令和５年度	目標値 令和11年度
基本事業	中山間地域等で整備した生産基盤の施設数	整備済施設数	―	47施設	125施設
	中山間地域等で整備した生活環境および活性化施設の施設数	整備済施設数	―	22施設	50施設

※目標項目「中山間地域等で整備した生産基盤の施設数」とは、整備計画期間内に、中山間地域総合整備事業等で整備した農業用用排水施設、農地防災等の農業生産基盤の施設数。

目標項目「中山間地域等で整備した生活環境および活性化施設の施設数」とは、整備計画期間内に、整備した農村地域へのアクセスを促すための農道・集落道路等の生活環境整備の施設数、および農村地域の活性化を図るための加工施設や直売施設等の施設数。

トピックス

いちごの加工施設を契機とした所得向上の取組

多気町地内において、これまで廃棄処分していたいちごやブルーベリーをより有効的に活用できるよう、いちごの加工施設（イートインを含む直売所を併設）を建設し、令和元年度より本格的に営業を開始しました。

現在、いちごを中心に付加価値のある加工品（パフェ・ケーキ・かき氷・スムージー・ジャムなど多彩なメニュー）の販売を行っています。近隣のいちご狩り施設や商業施設との相乗効果により、所得の向上、地域の活性化と併せて雇用の拡大が図られています。

いちご狩りのシーズンや休日には多くのお客様でにぎわっています。

いちごハウス

加工施設外観

加工状況

加工品（いちごジャム）

販売メニュー

多面的機能の維持・発揮

目的とめざすべき方向

農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、多様な人材と連携し地域の共同活動や営農活動を支援するとともに、活動組織の共同活動を持続的に行うため、組織力の強化に取り組みます。

基本目標

	目標項目	目標指標	目標値		
			現状値 令和元年度	行動計画目標値 令和 5 年度	目標値 令和 11 年度
基本目標	**多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う農業集落率**	**集落率**	53.7%	58.5%	65.8%

※目標項目「多面的機能維持・発揮のための地域活動を行う農業集落率」とは、農林業センサスにおける農業集落のうち、農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域活動に取り組む集落の割合。

現状と課題

◆ 多面的機能支払制度の活動組織の状況

「多面的機能支払制度」は、平成 19(2007)年度から農業および農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るための地域の共同活動を支援してきました。令和元(2020)年度末で取組組織は 731 組織、取組面積は 28,880ha で活発な取組が行われています。

しかし、近年の農村地域のさらなる人口減少や高齢化の進行により、地域の共同活動の人手が不足するなど共同活動の継続が徐々に困難な状況になってきています。農業および農村の有する多面的機能が今後とも適切に維持・発揮されるために、リーダーなどの人材や、共同活動に参加する人を確保することにより活動組織を維持・強化することが必要です。

水路の泥上げ

施設の保全管理

◆ 中山間地域等直接支払制度の協定集落の状況

中山間地域では、平地と比べ傾斜地が多いことなど農業生産条件が不利であることに加え、人口減少や高齢化が進行し、耕作放棄地の増加や集落機能の低下が深刻化しています。このような状況を踏まえ、農業生産条件が不利な地域において、集落等を単位に農用地を維持･管理していくための協定を締結し、それに従って取り組む活動等に対し、中山間地域等直接支払交付金による支援を行っています。令和２(2020)年１月時点では、219 協定、取組面積 1,729ha で取組が行われています。

しかし、中山間地域では人口減少や高齢化の進行が著しいことから、耕作放棄を防止し、農業生産活動等の継続を実効性のあるものにしていくための支援が必要です。

また、集落内で活動する人材が不足していることから、今後は、集落間連携や複数集落による集落協定の締結等も視野に入れた多様な人材の確保が必要です。

棚田の管理

中山間地域の保全

取組内容

多面的機能支払制度の活動組織への支援

- 農業および農村の有する多面的機能の維持･発揮を図るため、農地、農業用水路、農道等の地域資源の保全や景観形成などに向けた共同活動を支援します。
- 新たなリーダーとなる人材を確保するために、単一集落で活動している組織については、学校区単位や水利系統単位など人の交流がある範囲を基本に、集落間連携を進めて組織の広域化を促進します。さらに地域資源を活用した新たなビジネス展開を望んでいる企業など、多様な人材の参画を促すことで活動組織の強化に取り組みます。
- 農業および農村の有する多面的機能を支える共同活動の持続的発展に向け、小学校や子供会などと連携した田植え体験や野菜の収穫祭などをきっかけとして地域内外の多様な人材の共同活動への参画を促すことにより、多面的機能を実感する人を増加させ、多面的機能の周知と理解に繋げます。

コスモス祭り

サツマイモの収穫

中山間地域等直接支払制度の協定集落への支援

- 中山間地域等の農地の耕作放棄を未然に防止し、適切な農業生産活動が持続的に行われるよう、生産条件に関する不利を補正するための支援を行います。
- 集落の活動に参加する多様な人材を確保するために、複数の集落が連携した集落協定の締結や学校や企業との連携による女性や若者等の多様な人材が参画する活動を進めることにより、耕作放棄地の発生防止などの農業生産活動の継続を図ります。

多様な人材の参画

基本事業

	目標項目	目標指標	目標値		
			現状値 令和元年度	行動計画目標値 令和 5 年度	目標値 令和 11 年度
基本事業	多面的機能支払制度を活用する組織が取り組む区域	活動 増加面積	―	1,200 ha	3,000 ha
	中山間地域等直接支払制度を活用する協定集落が取り組む区域	協定 増加面積	―	68 ha	170 ha

※目標項目「多面的機能支払制度を活用する組織が取り組む区域」とは、整備計画期間内に、多面的機能支払事業において、活動組織が取り組む認定農用地の増加面積。

目標項目「中山間地域等直接支払制度を活用する協定集落が取り組む区域」とは、整備計画期間内に、中山間地域等直接支払事業において、協定集落が取り組む農用地の増加面積。

トピックス

多面的機能支払交付金の広域活動組織の取組事例

多気町勢和（たきちょうせいわ）地域資源保全・活用協議会は各集落個々で活動するのではなく、旧勢和村を１つの大きな集落と考え広域活動組織として多面的機能支払交付金活動に取り組んでいます。

地域の共同活動の人手が不足するなど同じ問題を抱える近隣の集落が連携し、事務作業を事務局に集約することで各集落の事務作業の負担軽減や、各集落がもつ人材や知識・経験を提供しあうことで組織力を強化し、本活動を維持・発展させています。

本協議会の支援団体である「水土里（みどり）サポート隊」では各集落から１名選出されたメンバーで構成され、農家等ではできない農業用施設の高度な補修技術を専門業者から習得し、それを共同活動の場で地域住民へ普及し「施設の軽微な補修」への技術支援をも実施しています。サポート隊設立後は直営施工件数が増加したほか、地域住民の間にも「自分たちでできる」という機運が醸成され活動の活性化につながっています。

水土里サポート隊

水土里サポート隊による施設の点検･機能

トピックス

中山間地域等直接支払制度を活用した地域と企業の協働取組

～多気町　車川（くるまがわ）地区の事例～

多気町南部の車川地区は、中山間地域にあり、小区画で不整形な農地が多いことに加え、人口減少が進み、高齢化率もきわめて高くなっています。また、獣害による農業生産量の低下、農業者の減少に伴う耕作放棄地の増加など農業生産活動の継続が懸念されていました。

こうした中、町内にある大手企業が農地の荒廃防止に貢献したいという思いから、企業の社員やその家族と有志の活動団体である車川山里ファン倶楽部が連携し、平成 24(2012)年度から休耕田での「そば栽培」に取り組んでいます。この取組で行われているそば畑の栽培管理や周辺草刈り等は、中山間地域等直接支払制度を活用しています。

収穫したそばは連携企業の社員食堂で使用するほか、収穫祭や地域の高齢者に提供されるなど、地域と企業の交流や地域活性化につながっています。

そば種まき体験

そば収穫作業

除草作業

第5章　推進体制

1　関係者の役割

この計画に掲げる施策を着実に推進し、目標を達成するためには、農業者および農業団体、地域住民や行政などの関係者が農業農村整備のめざす将来の姿を共有し、それぞれの役割に応じた取組を連携しながら行うことが重要です。

（１）三重県の果たすべき役割

県は農業農村整備のめざす姿の実現に向けて、地域の意向のとりまとめや計画づくりに関わり、この計画の推進に積極的に取り組むとともに、必要な知識やファシリテーション力など、技術力の向上に取り組みます。また、国や市町、土地改良区等と連携し、農業者、地域住民の活動を支援する体制の構築に取り組みます。

（２）市町に期待される役割

市町は農業者や地域住民にとって最も身近な行政機関であり、地域における農業者や住民の意向や課題を把握したうえで、地域の農業および農村の推進方向を定めるとともに、主体的に地域の課題解決や支援に取り組んでいくことが期待されています。

（３）土地改良区等に期待される役割

土地改良区は、土地改良事業団体連合会の支援のもと、地域の意向をとりまとめ、農業用用排水施設の整備や区画整理等を実施するとともに、土地改良施設の適切な維持管理を行っていくことが期待されています。また、土地改良事業団体連合会は、農業者や地域住民との話し合いを通じて計画づくりに参加するとともに、農業農村整備の必要性や農業および農村の有する多面的機能を広く県民に情報発信していくことが期待されています。

（４）農業者に期待される役割

農業者は、ＪＡ等の農業団体の取組とも連携を図りながら、自立的な農業をめざして農業経営に取り組むことが期待されています。また、農業用施設の適切な管理・運用を通じて地域の防災対策に貢献するとともに、地域のさまざまな活動によって地域住民との交流や多面的機能の維持・発揮に向けた共同活動等の積極的な取組と情報発信をしていくことが期待されています。

（５）地域住民に期待される役割

地域住民は食料の消費者としての役割だけでなく、農業および農村の有するさまざまな役割を理解するとともに、食育の推進や環境問題に積極的に取り組んでいくことが期待されています。また、地産地消への参画や地域のさまざまな活動を通じて農業者との交流、多面的機能の維持・発揮に向けた共同活動等に積極的に参画することなどが期待されています。

2　推進体制

地域機関ごとに「地域づくりのための農業農村連絡会議」を設置し、県、市町、農業団体、土地改良区などの関係者がそれぞれの役割を果たすとともに、農業農村整備を契機とした地域の計画づくりに向けた話し合いや計画に基づく取組を一体となって進めています。

推進体制図（関係者と主な役割）

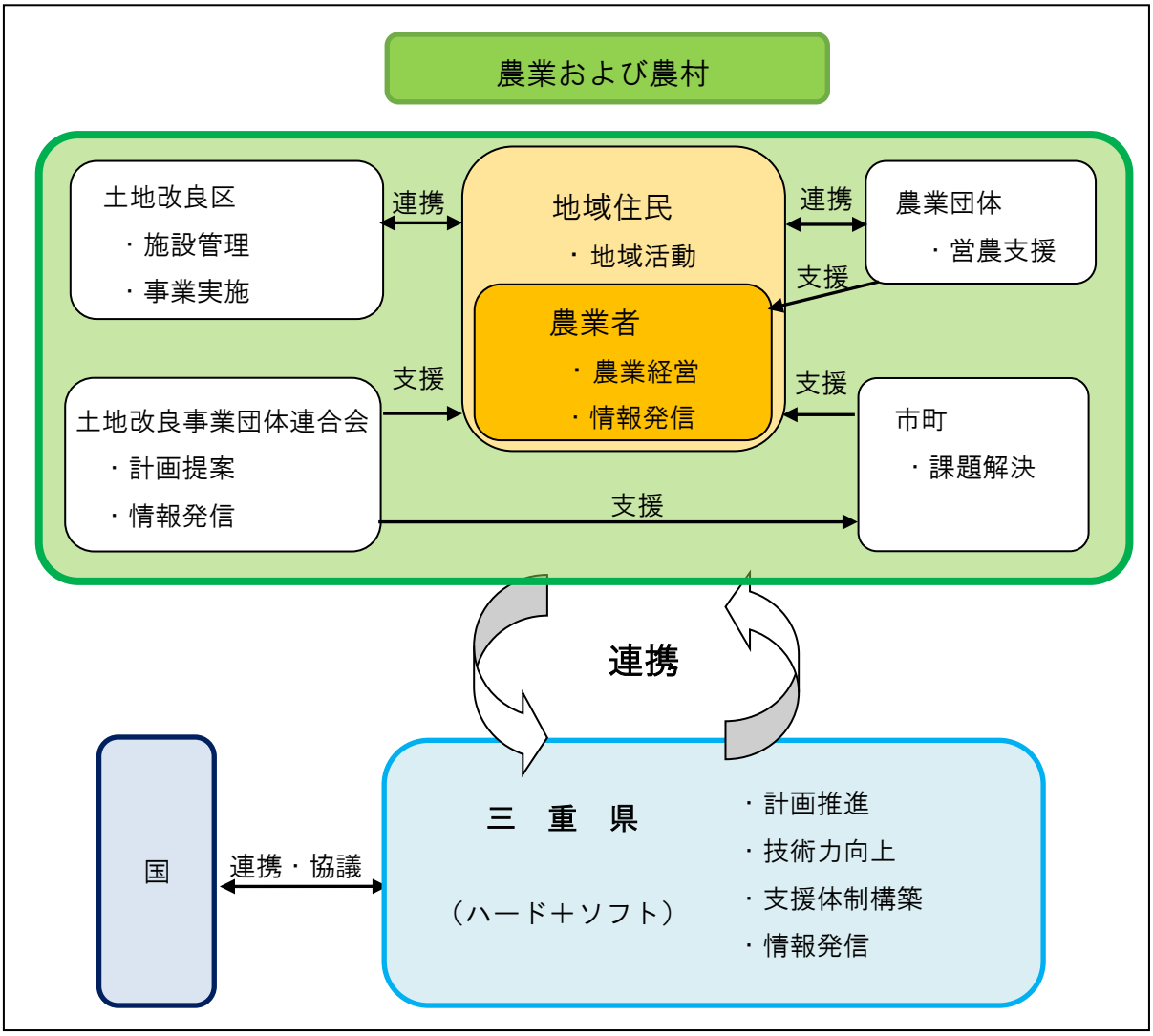

3　関連施策

農業農村整備の課題に総合的に取り組むため、「三重まるごと自然体験構想 2020」や「獣害対策」などの構想や施策と連携します。

トピックス

『三重まるごと自然体験構想 2020』の策定

三重県では、三重の豊かな自然を“体験”という形で生かし、国内外から多くの人を呼び込み、交流を促進し地域の活性化を図るとともに、自然の大切さへの理解の醸成を図ることを目的に、『三重まるごと自然体験構想』を策定し、令和元年度までの４年間、構想の実現をめざしてネットワークの構築や人材育成、企業等と連携した情報発信などに取り組んできました。

その結果、自然体験参加者数が拡大し農山漁村交流人口が増加するなど農山漁村の活性化につなげることができました。また、自然体験が農山漁村の活性化における有力なコンテンツであることが分かりました。

これまでの成果を踏まえ、人口減少や高齢化の進展や、インバウンドの拡大の他、人生 100 年時代を見据えた健康寿命延伸の取組などの社会情勢の変化に対応しながら、三重が“自然体験の聖地”となっている姿をめざして、新たな構想『三重まるごと自然体験構想 2020』を策定しました。

令和２年度からの４年を期間とする新たな構想では、自然体験活動団体などによるネットワークの連携促進や情報発信などの「自然体験活動の体制強化」に引き続き取り組むとともに、企業を含む健康関心層を自然体験へ誘うプロモーション活動や、自然体験に「食」「泊」を組み合わせた滞在交流の促進など「自然体験活動のフィールドを生かした新たな価値協創」に取り組みます。

今後は、『三重まるごと自然体験構想 2020』の実現に向けた取組をとおして、三重の農山漁村の振興につなげていきます。

インバウンドなど多様なニーズに
合わせた体験ツアー

自然体験プログラムによる健康づくり

トピックス

獣害対策の推進

【現状】

三重県では、獣害対策を集落ぐるみで行う「体制づくり」、侵入防止柵の整備などを行う「被害対策」、生息数の低減などを進める「生息管理」、捕獲した野生獣を有効に生かす「獣肉等の利活用」に取り組んできました。

具体的には、

① 収穫物残渣や不要果樹などの「餌場をなくす」

② 耕作放棄地や荒廃竹林などの「隠れ場をなくす」

③ 農作物などの守るために「適切に囲む」

④ 有害獣を「捕獲する」

⑤ ニホンザルについては「追い払う」

の５箇条を集落ぐるみで取り組んだ結果、農業の被害金額は着実に減少しています。

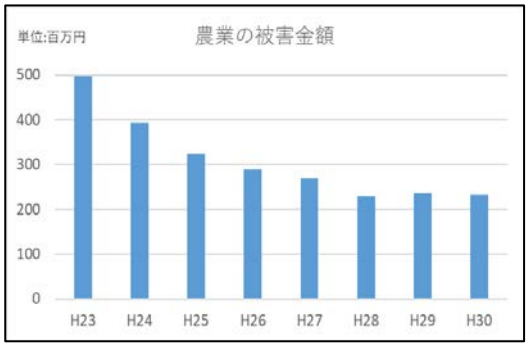

資料：三重県調べ

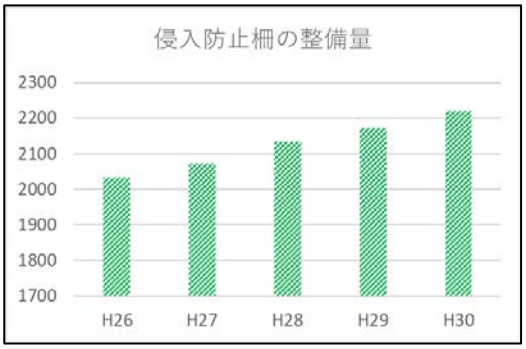

資料：三重県調べ

【今後の取組】

しかしながら、依然として被害軽減が実感されていないとの声があるため、さらなる獣害対策の推進が必要です。そのため、獣種や被害の大きさなど、地域の状況に応じた環境整備をきめ細かに実施するとともに、ＩＣＴを活用した捕獲の強化等を図ることで、被害軽減を進めていきます。

3獣種の捕獲頭数　　単位：頭

	イノシシ	ニホンジカ	ニホンザル
H26	11,781	19,757	1,742
H27	13,623	23,570	1,449
H28	13,862	22,512	1,516
H29	14,657	21,690	1,191
H30	15,487	20,736	1,239

資料：三重県調べ

ＩＣＴ活用

イノシシ捕獲

用語説明

本文に記載されている用語の説明です。

（１）五十音順

単語（事項等の名称）	解説
あ行	
インバウンド	外国人旅行者のこと。または、その誘致のこと。
か行	
耕作放棄地	過去１年以上耕作されず、数年間のうちに再び耕作される見込みのない耕地。
高収益作物	主食用米よりも面積当たりの収益性の高い作物。主食用米（備蓄米含む）並びに小麦、大豆、そば、飼料作物等、個別の作物の経営に対する補助金の対象作物以外の作物。
さ行	
集落機能	集落が備えている、地域住民同士が相互に扶助しあいながら生活の維持・向上を図る生活扶助機能（例：冠婚葬祭など）、農林漁業等の地域の生産活動の維持・向上を図る生産補完機能（例：草刈りなど）、農林地や地域固有の資源、文化等の地域資源を維持・管理する資源管理機能をいう。
人口の自然減	死亡数が出生数を上回ること。
人口の社会減	人口の流出数が流入数を上回ること。
水源のかん養	水田で利用される農業用水や雨水が地下に浸透し、時間をかけて河川に還元されるとともに、より深く地下に浸透した水が流域の地下水をかん養する機能のこと。
スプロール化	一般には都市が無秩序に拡大してゆく現象を指す。農地の場合は、まとまった農地が虫食い状態に宅地などに転用されていくことをいう。「スプロール」とは「虫食い」の意味。
生活用水施設	育苗、病害虫防除、家畜の飼養、農産物や農業機械の洗浄等のための営農用水と併せて衛生的かつ近代的で快適な農村生活を実現するための生活用水の供給を目的とする施設。

た行	
棚田	傾斜地に立地する水田で、多くは未整備で不整形である。田面が水平で棚状に見えることからこう呼ばれる。景観上の美しさや歴史的・文化的価値等を理由に保全の機運が高まっている。
ため池防災支援システム	地震や豪雨時にため池の決壊危険度を予測し、インターネットやメールを通じて自治体の防災担当に配信するとともに、被災したため池の情報を全国の防災関係者に情報共有できるシステム。
多面的機能	国土の保全、水源の涵養（かんよう）、自然環境の保全、良好な景観の形成、文化の伝承等、農村で農業生産活動が行われることにより生ずる、食料その他の農産物の供給の機能以外の多面にわたる機能
多面的機能支払制度	農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮のために行われる地域の共同活動や農業生産活動等への支援を目的として、平成19(2007)年度に農地・水・環境保全向上対策として始まり、日本型直接支払制度の一つとして実施されている。平成27(2015)年度からは、「農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する法律」に基づく制度として、支援が行われている。
中山間地域等	農林水産統計の農業地域類型区分の中間農業地域と山間農業地域を合わせた地域、その他の地勢等の地理的条件が悪く、農業の生産条件が不利な地域。
中山間地域等直接支払制度	不利な営農条件下での農業生産活動の継続を目的として平成12(2000)年度に始まり、現在が日本型直接支払制度の一つとして実施されている。農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結し、それにしたがって農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付する制度。
土地改良長期計画	土地改良法第4条の2の規定に基づき、5年を一期として策定するもの。現計画は、平成28年度から令和2年度までの5年間を計画期間としている。土地改良事業の実施の目標および事業量を定めることとしている。
土地持ち非農家	農家以外で耕地及び耕作放棄地を5a以上所有している世帯

な行	
農業経営体	農産物の生産を行うか又は委託を受けて農作業を行い、 ①経営耕地面積が30a以上 ②農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数等、一定の外形基準以上の規模（露地野菜15a、施設野菜350㎡、搾乳牛1頭等） ②農作業の受託を実施 のいずれかに該当するもの。
農業産出額	都道府県を単位としてその年の農業生産活動によって生み出された品目別生産量に品目別農家庭先販売価格を乗じて算出されたもの 。農業総産出額から物的経費（減価償却費及び間接税を含む。）を控除したもの。
農地の集積	農地を所有し、又は借り入れること等により、利用する農地面積を拡大すること。
農地の集約化	農地の利用権を交換すること等により、農作業を連続的に支障なく行えるようにすること。
集団化	同一の担い手が経営する２筆以上の農地が接続している状態をいう。２筆以上の農地が接続とは、畦畔で接続しているもの、農道又は水路等を挟んで接続しているもの、当該農地の耕作者の宅地に接続しているもの等をいう。
農地中間管理機構	農地等を貸したい農家（出し手）から農地等を預かり、規模拡大や経営の効率化を進めている担い手農家（受け手）へ農地の利用の集積・集約化を進めるために農地等の中間的受け皿となる組織。
担い手	認定農業者、集落営農等。
認定農業者(制度)	農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村が地域の実情に即して効率的・安定的な農業経営の目標等を内容とする基本構想を策定し、この目標を目指して農業者が作成した農業経営改善計画を認定する制度。
農林業センサス	我が国の農林業の生産構造や就業構造、農山村地域における土地資源など農林業・農山村の基本構造の実態とその変化を明らかにし、 農林業施策の企画・立案・推進のための基礎資料となる統計を作成し、提供することを目的に、5年ごとに行う調査のこと。

６次産業化	農林漁業者等が必要に応じて農林漁業者等以外の者の協力を得て主体的に行う、１次産業としての農林漁業と、２次産業としての製造業、３次産業としての小売業等の事業との総合的かつ一体的な推進を図り、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す取組。
は行	
ハザードマップ	自然災害による被害を予測し、その被害範囲を地図化したものであり、予測される災害の発生地点、被害の範囲、避難経路、避難場所などの情報が地図上に図示されている。
販売農家	経営耕地面積30a以上又は農産物販売金額が年間50万円以上の農家。
防災重点ため池	決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのあるため池。
や行	
優良農地	集団的にまとまっているなど、良好な営農条件を備えた農地のうち、農振法における農業振興地域の農用地区域（農振農用地）がその条件にあてはまる。農地制度においては、積極的に確保する農地としている。

（２）アルファベット順

単語（事項等の名称）	解説
ＡＩ	人工知能「Artificial Intelligence」 学習・推論・判断といった人間の知能の持つ機能を備えたコンピュータシステムのこと。
ＥＰＡ	経済連携協定「Economic Partnership Agreement」 貿易の自由化に加え，投資，人の移動，知的財産の保護や競争政策におけるルール作り，様々な分野での協力の要素等を含む，幅広い経済関係の強化を目的とする協定のこと。
ＦＴＡ	自由貿易協定「Free Trade Agreement」 特定の国や地域の間で，物品の関税やサービス貿易の障壁等を削減・撤廃することを目的として特定国・地域の間で締結される協定のこと。
ＩＣＴ	情報通信技術「Information and Communication Technology」 情報や通信に関連する科学技術の総称。特に、電気、電子、磁気、電磁波などの物理現象や法則を応用した機械や器具を用いて情報を保存、加工、伝送する技術のこと。

ＩｏＴ	モノのインターネット「Internet of Things」 世の中に存在する様々な物体（モノ）がインターネットに接続され、相互に情報をやり取りして、自動認識や自動制御、遠隔操作などを行うこと。
ＴＰＰ11	環太平洋パートナーシップ協定 「Trans-Pacific Partnership」 アジア太平洋地域においてモノの関税だけでなく、サービス、投資の自由化を進め、さらには知的財産、金融サービス、電子商取引、国有企業の規律など、幅広い分野で２１世紀型のルールを構築する経済連携協定のこと。 加盟国「日本、オーストラリア、ブルネイ、カナダ、チリ、マレーシア、メキシコ、ニュージーランド、ペルー、シンガポール、ベトナム」
ＷＴＯ	世界貿易機関「World Trade Organization」 ウルグアイ・ラウンド合意を受け、「関税及び貿易に関する一般協定」（GATT）の枠組みを発展させるものとして、平成7（1995）年1月に発足した国際機関。本部はスイスのジュネーブにあり、貿易障壁の除去による自由貿易推進を目的とし、多角的貿易交渉の場を提供するとともに、国際貿易紛争を処理する。

三重県農業農村整備計画

～「魅力ある農業」と「活力ある農村」を未来につなげるために～

令和２（２０２０）年３月
三重県農林水産部農業基盤整備課

〒５１４－８５７０　津市広明町１３番地
TEL：０５９－２２４－２５５６